

議長／ただいまから令和８年第２回千代田区議会定例会継続会を開会いたします。

これより各会派の代表質問に入ります。

初めに、次世代・都民ファースト・立憲の会を代表して、１６番入山たけひこ議員。

入山議員／令和８年第２回区議会定例会に当たり、会派次世代・都民ファースト・立憲の会を代表して質問いたします。

世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化に加え、中東情勢も依然として緊迫しており、国際社会は大きな不確実性の中にあります。

エネルギー価格や原材料価格の高騰は世界経済に影響を及ぼし、その影響は私たちの日常生活に及んでいます。

また国内においては、物価高騰が続く中、賃金上昇の動きが見られる一方で、大幅な円安も相まって家計や中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

少子高齢化や人口減少への対応、デジタル技術の急速な進展、激甚化する自然災害への備えなど、我が国が直面する課題は複雑化・多様化しています。

こうした時代だからこそ、基礎自治体である区政の役割はますます重要となっています。

区民の暮らしを守り、地域経済を支え、まちづくりの推進、公共施設やインフラの更新、地域コミュニティの維持や活性化、防災や減災対策、デジタル技術を活用した行政サービスの向上など、多くの課題に的確に対応していかなければなりません。

安全・安心なまちを次世代へ引き継ぐことが求められています。

そこで、公共工事の課題における今後のまちづくりと区民サービスの維持について伺います。

近年、全国の自治体では建築資材価格や人件費の高騰、技術者の不足、働き方改革による労働環境の変化や労働時間の規制などを背景に、自治体が設定した予定価格では事業者が採算を確保できず、応札者が現れないケースが見られます。

本区においても、入札不調や契約不調で事業者が決まらず、公共施設の更新や道路・公園整備などに影響が出ております。

まちづくりや必要な公共サービスを維持していく上で、入札制度の公正性・透明性を確保しながらも、市場価格を反映した適正な積算やインフレスライド条項の活用、設計変更の柔軟な対応や発注方法の見直し、工事の平準化など様々な対策を講じていかなければなりません。

今後は多くの公共施設が更新時期を迎えます。

しかし、重要なのは施設の更新整備だけではなく、その工事期間中においても、区民サービスをどのように維持していくのかという視点が極めて重要と考えます。

例えば、スポーツセンターは多くの区民が日常的に利用している施設であり、建替え期間中は利用できなくなることが想定されます。

高齢者の健康づくり、子供たちのスポーツ活動、各種団体の活動の場が失われることの影響

は決して小さくありません。

令和7年第2回区議会定例会一般質問で暫定活用財産に関する質問をさせていただきました。

公共施設等総合管理計画では、区内には多くの未利用、暫定活用財産があり、恒久的な活用の用途が決まるまで暫定的な活用を行うこととし、大規模な区有地の重要性を明確化するとともに、庁内の区有地等活用検討会でも全庁的な議論を進め、考えを整理するとの答弁をされました。

その後の検討状況をお聞かせください。

そこで伺います。

区は建設コストの上昇や人手不足による入札不調・契約不調の現状をどのように認識し、今後の公共施設整備やまちづくりにどのような対策や影響があるとお考えでしょうか。

公共施設の建て替え更新がこれから集中する時代を迎える中で、スポーツ・健康増進、防災、地域コミュニティなどの観点から、期間中の区民サービスについて、利用者への影響をどのようにお考えでしょうか。

区の暫定活用財産や未利用地を活用しての事業の優先順位、施設配置のあり方など、どのように取り組むお考えなのかをお聞かせください。

次に、公立・私立学校に通う子どもたちへの経済的支援の考え方について伺います。

本区では区立学校に通う児童生徒に対し、給食費、教材費の全額補助を実施しております。令和8年度においては私立学校等に通う児童生徒に対し、私立学校等就学者支援電子商品券交付事業として区立学校児童生徒に対する無償化相当額の8万円の電子商品券が交付される予定です。

先行するほかの自治体や都からも、本年度より補助が出ることから、今年度から支援を開始する区が相次いでおります。

公立と私立における支援の均衡を図ることが時代の流れとなっており、本区もその流れに遅れず、事業を開始することについて評価しております。

令和8年度の予算編成において、学校種別を問わず、千代田区の全ての子供たちへ、経済的支援を公平性に考慮して行う本区の方針が明確になったと考えます。

一方、今回で均衡が図られ手当されたのは、小学生、中学生の給食費・教材費の部分であります。

そこで伺います。

公立・私立に通う子供への経済的負担について、どのように均衡を図っていくのでしょうか。小中学生の給食費・教材費のほか、学校種別による公平性について支援の見直しの必要性を認識している部分はあるのでしょうか。

区の見解をお聞かせください。

次に、安全・安心施策に関する基本的な考え方、路上喫煙対策、客引き防止対策について質問いたします。

まず、区の安全・安心施策に関する基本的な考え方について伺います。

区はこれまで、町会・商店街・PTAをはじめとする地域団体の防犯活動を基本に据え、行政はこれを支える立場から、防犯カメラの整備や客引き・看板のせり出し対策などを着実に進めてこられました。

地域に根ざしたこうした積み重ねが、今日の千代田区の安心感のあるまちを支えてきたものと、素直に評価するものであります。

しかし近年、トクリュウ、いわゆる凶悪事件、インバウンド観光客の急増に伴う影響、秋葉原地区における落書きや無許可のシール貼付といったバンダリズム、自動車やバイクが爆音を発しているという情報など、これまで想定では捉えきれない事象が次々と表面化しております。

「何をやってもとがめられない」という空気がまちの一部に広がりつつあることに、強い危機感を抱いております。

一方で、これまで地域の活動を支えてこられた区民の方々の高齢化や見守りの担い手がない、確実に細ってきております。

地域の皆様が自らのまちに関心を寄せ続けることの大切さは、言うまでもありません。

ただ、これだけ環境が変わってきた以上、区は「地域を支える」という立ち位置から一歩踏み出して、安全・安心の確保により主体的に関わっていく時期に来ているのではないのでしょうか。

区長の御所見を伺います。

次に、路上喫煙対策について伺います。

路上喫煙対策は、区民の安全と快適な暮らし、そしてまちの美観を守る上で、避けて通れない課題であります。

本区は平成14年、住民の切実な声を受け、マナー啓発の限界を踏まえて「マナーからルールへ」と踏み出しました。

全国に先駆けて罰則付きの「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」を施行いたしました。

その後、同様の取組は23区から全国へと広がり、最近では大阪市の市内全域での路上喫煙を禁止するなど、規制範囲を広げる動きも出てきております。

海外でも、屋外喫煙に比較的寛容とされてきた国々で規制が強化されており、路上喫煙を前提としないまちづくりへと舵が切られつつあると承知しております。

本区においても、路上で喫煙をされる方を見かける機会は確かに減りました。

しかし一方で、清掃パトロールでは、ポイ捨てされた吸い殻が再び目につくようになっております。

区のホームページで公表されている過料取締件数も、コロナ禍で一旦落ち込んだ後、近年の過料件数は再び増加傾向にあり、現行の過料2000円では抑止効果が十分に機能していないのではないかと危惧しております。

そこで伺います。

区長は、過料額の見直しの必要性をどのように受け止められておるのでしょうか。

また、金額の見直しにとどまらず、周知や啓発、取締り体制の強化、喫煙所の整備や分煙環境の拡充をどう組み合わせ、実効性を確保していかれるお考えか、併せてお示してください。加えて、イベント開催時における公共の場での臨時喫煙所の取扱いについてもどのように対応されていくのか、お伺いいたします。

喫煙される方も、されない方も、共に安心して過ごせる千代田区の実現に向けて、区長の御所見を伺います。

次に、客引き防止対策について伺います。

千代田区の「公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」は、まちの安全・安心は行政だけで守れるものではなく、地域の見守りや声かけがあってこそ保たれるとの考えに立ち、地域、区、警察が力を合わせる枠組みとして制定されたものと承知しております。推進団体のパトロールや声かけを後押しする拠り所となり、委託警備員による巡回、指導とも相まって、これまで一定の役割を果たしてきたものと受け止めております。

しかし、平成26年に条例を制定してから12年がたち、客引きの手口も区民の体感治安も大きく変わってまいりました。

私の地元、神田駅周辺では、飲食店や風俗関係の客引きが目には余る状況にありながら、現行法に抵触しないギリギリの勧誘が続き、注意とその場限りの対応との「イタチごっこ」が繰り返されております。

また、区民生活と幼稚園・小学校が隣り合う秋葉原では、メイド服の客待ちの列が連日おびただしい数に上り、それに伴うトラブルへの不安の声も寄せられております。

対策を担ってこられた町会や商店街でも担い手不足と高齢化が進み、地域による注意・指導には、もはや限界が見え始めております。

地域の自主的な取組を基本に据える理念には、深く共感するものであります。

しかし、ここまで状況が変わった以上、現行の枠組みだけで対応しきるのは難しいのではないのでしょうか。

当初、区が「適用が難しい」と見送った過料についても、近年は実際に運用し、相応の成果を上げている自治体があると伺っております。

区長は、令和7年第2回定例会における我が会派の代表質問に対し、過料の適用に向け研究していく旨、答弁されました。

その後の検討状況、そして条例改正に向けたスケジュール感も含め、区長の御所見をお伺いします。

続けて、改正社会福祉法を踏まえた地域共生社会の実現についてお伺いします。

令和8年6月、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

今回の法改正で、身寄りのない高齢者等への支援事業が新たに法的に位置づけられ、入院や施設入所時の支援、日常生活上の権利擁護、さらには死後事務に関する支援まで視野に入れ

た制度整備が進められることとなりました。

背景には、少子高齢化や未婚率の上昇、単身世帯の増加など、家族の在り方が大きく変化している現状があります。

これまで家族が担うことを前提としてきた見守りや身元保証、緊急時の対応、人生の最終段階における様々な手続などについて、家族だけに依存することが難しい時代となってきたのです。

今回の法改正は、こうした課題を個人や家族だけの問題でなく、地域社会全体で支えるという新たな方向性を示したものであり、地域福祉の転換点となる改正であると受け止めています。

マンション住民や転入者が多く地域とのつながりの希薄化が進む本区においても、支援を必要としながら制度につながれていない方への対応が重要な課題となっています。

今後は、問題が顕在化してから対応するのではなく、日頃から見守りや相談支援を通じて早期に課題を把握し、医療や介護、住まいや権利擁護など必要な支援へ切れ目なくつなぐ体制を構築していくことが一層求められます。

また、今回の法改正では、社会福祉協議会が担ってきた権利擁護や地域福祉の機能をさらに発展させ、身寄りのない高齢者等への支援の中核を担うことが期待されています。

地域の実情を最も把握している、住民、民生委員、地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー、医療・介護関係者など、様々な主体をつなぐ役割を果たす社会福祉協議会の重要性は、今後ますます高まるものと考えます。

そこでお伺いします。

区は、今回の社会福祉法改正をどのように受け止めているのでしょうか。

また、本区における身寄りのない高齢者や単身高齢者を取り巻く課題をどのように認識し、社会福祉協議会を地域福祉の中核的なパートナーとしてどのように位置づけ、その機能強化や連携強化を図りながら、誰もが安心して暮らし続けられる支援体制をどのような方向性で整備していくお考えでしょうか。

区長の御所見を伺います。

最後に、神田警察通りの道路整備について伺います。

樋口区長は、本区議会定例会の招集挨拶において、「本事業の完了に向けて着実に事業を進めてまいります」と述べられました。

現在、長きにわたり停滞していた2期工事区間ではガードパイプなど道路附属物の設置が進められ、秋頃には歩車道の舗装が完了する予定となっています。

安全で快適な歩行空間の創出に向けた、まさに大きな転換点であると受け止めております。地域の皆様が長年待ち望んだ「ウォーカブルなまちづくり」が本格的に動き出すことへの期待は非常に高まっています。

また、本年2月には美土代町交差点から神田駅北口交差点まで続く広大な区間は樹木伐採が行われ、3月からは伐根作業も随時完了しました。

これらをいかにして一貫性を持ったビジョンの下で、一体的につなげていくかが今後の最大の焦点です。

特に、本路線では高齢者・障がい者施設（仮称）神田錦町三丁目施設が令和9年に竣工を予定しており、施設利用の方々のバリアフリー化も必須となり、整備が急がれるところです。この施設と神田警察通りが一体化になることで、地域の利便性や回遊性、防災性の向上など、まちづくり全体への相乗効果も期待されています。

また、神田駅周辺の区間は、現状でも歩道幅員が極めて狭く、多くの歩行者と自転車が交錯しており、日々の安全確保が急務となっています。

折しも、令和8年4月1日より道路交通法の一部を改正する法律が施行されました。

自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入され、自転車の交通ルールの厳格化とマナー向上が社会的に強く求められる時代を迎えました。

誰もが安全に通行できる環境をハード面から支えるためにも、自転車道と歩道を明確に分離したウォークアブルな空間の早期整備は不可欠です。

このように「交通上の危険度が高く、かつルール厳格化に伴う環境変化の対応や、地域住民・来街者からの改善要望が強いエリア」から優先的に着手するなど、整備の順番を戦略的に見直すことで、事業全体のスピードアップを図るべきだと考えます。

2期工事の完了後、次期以降の整備をどのようなスケジュールで進め、神田駅周辺を含めた神田警察通り全線の完成をどのように目指していくのか、今後の具体的な整備方針について見解をお聞かせください。

最後に、道路整備工事の遅延とそれに伴う公金負担の適正化について伺います。

残念なことに、これまで工事期間中、道路整備に反対の一部の方や区外からの活動家による、作業帯への立入りや樹木にしがみつくなどの執拗な妨害行為が繰り返されてきました。

これらの行き過ぎた実力行使により、本来であれば既に完了しているはずの工期が実に約3年もの長期にわたり延長し、道路工事整備の契約変更に係る費用や警備体制の強化をはじめとする多額の追加経費などは、実に1億円余りという莫大な規模に膨れ上がりました。この増大したコストは、言うまでもなく、全て区民の貴重な税金から投じられたものです。この一連の道路整備を巡り、道路整備に反対の関係者らが起こした損害賠償請求訴訟や住民訴訟など、これまで裁判所において争われた10回に及ぶ全ての裁判において、司法は千代田区の主張に沿った適法性を認め、区の全面勝訴という判断を下しました。

最高裁判所を含め、全ての司法の判断が確定した今、反対派が行ってきた行為は、表現の自由では決して正当化できない不当かつ違法な実力妨害であるということを、裁判所は区の適法性を一貫して認めております。

過去の区の答弁において、こうした妨害行為を行った関係者に対し、追加費用の負担（損害賠償請求等）を求める検討を行う旨の言及がありましたが、今後、同様な違法な妨害行為を抑止するためにも、区としてどのような不退転の決意をもって臨むのか、区長並びに行政の明確な答弁を求めます。

公共工事は一部の人のためではなく、多くの区民の命と安全、利便性や将来のまちづくりのために実施されるものです。

適法な手続を経て進められている公共事業が実力妨害によって長期間停滞することは、行政運営上も大きな課題であると考えます。

司法判断も全て確定した今こそ、区には揺るぎない姿勢で事業を前へ進める責任があります。

区長には地域住民の期待に応え、いかなる妨害にも屈することなく事業を完遂していただきたいと考えますが、その決意をお聞かせください。

以上、区長、教育長、関係理事者の皆様の明快で今後につながる答弁を期待し、代表質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／入山議員の御質問のうち、地域の安全・安心の確保に対する基本的な考え方についてお答えいたします。

まちの安全・安心は、そこに暮らし、働き、訪れる方々の防犯意識、まちへの愛着、そして日々の見守りや人と人とのつながりによって支えられているものと認識しています。

本区におきましても、これまで町会、商店街、学校関係者など地域の皆様を中心に、区と警察が連携して支援・補完する体制の下で、生活環境の改善、防犯カメラの設置、客引き対策など、安全・安心の確保に向けた取組を着実に進めてまいりました。

しかしながら近年、匿名性や流動性の高い犯罪が相次ぐとともに、来街者の増加を背景としたごみの散乱、落書きなど、地域の秩序に関わる課題が顕在化しております。

さらに、長年にわたり支えてこられた担い手の高齢化、人と人とのつながりの希薄化も進み、従来の地域の力だけでは対応が難しい局面も生じているものと受け止めております。

今後も飽くことなく、うむことなく、粘り強くまちの皆さんと連帯し継続していく姿勢は変わりません。

一方で、まちの安全・安心を地域だけに委ねるのではなく、これからは区がより主体的に関与し、地域、警察、関係機関と連携しながら、より実効性ある対策を講じていくことが必要だと考えるに至りました。

今後は、路上喫煙に対する過料額の見直し、巡視体制の強化、客引き行為への過料導入など、現場の実情を踏まえた施策を進め、地域とともに、誰もが安心して過ごせるまちづくりに取り組んでまいります。

詳細及び他の事項につきましては関係理事者から答弁いたします。

議長／子ども部長。

子ども部長／入山議員の公立・私立学校に通う子供への経済的支援の考え方についての御質問にお答えいたします。

私立学校に通う子供の割合が比較的多い本区の特性を踏まえ、公立・私立を問わず、全ての千代田の子供たちへの支援として、保育園への運営補助や、先ほどお話のあった電子商品券交付事業「ちよだBRIDGE」など、様々な施策を行ってまいりました。

御指摘のように、公立・私立に通う子供の経済的負担の均衡を図るため、諸施策の内容について見直していく必要があるものと認識しております。

このため、子ども施策全般を見渡して、足らざる部分がないかを点検しつつ、検討に着手してまいります。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／入山議員の改正社会福祉法を踏まえた地域共生社会の実現に関する御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、家族の変容によって地域社会が大きく変化しており、近隣に頼れる身寄りがない高齢者に対して家族が担ってきた日常生活の支えとなる役割を、行政や地域社会が今後どのように担っていくべきか考え直す必要性が高まっていると感じております。今般の社会福祉法の改正では、地域住民と支援機関との相互の協力によって成り立つ包括的支援体制の強化を図ることを目的の一つとしており、これは区の考える方向性と思いを一にするものであると認識しております。

本区ではこうした考え方の下、悩みを抱える単身世帯や夫婦のみで暮らす高齢者の世帯の方々を支えるため、社会福祉協議会が地域の方々や支援者・団体と連携しながら問題解決のために能動的に活動できるように、今回拡充したコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の拠点の活用とともに、終活支援体制の検討を鋭意行ってまいります。

また検討に当たりましては、区として区民に必要なサービスを必要なときにお手元までお届けするラストワンマイルの精神をもって、誰もが安心して暮らしやすい地域づくりを目指して取り組んでまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／入山議員の御質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、路上喫煙対策についてお尋ねがございました。

本区は平成14年、区民の皆様の声を受け、全国に先駆けて罰則付き条例を施行し、その後の全国的な規制の広がりにも一定の役割を果たしてまいりました。

一方で、社会状況や来街者の動向が変化する中、本区においても、改めて施策の実効性を点

検すべき局面にあると認識しております。

区内の路上喫煙は、コロナ禍で一時減少したものの、近年、過料取締件数が再び増加し、吸い殻のポイ捨ても目立つ状況にあります。

こうした実態を踏まえ、現行の過料水準が抑止力として十分に機能していない可能性があると考えております。

このため、過料額の見直しを進めるとともに、インバウンド向けの周知・啓発の充実、巡視・取締体制の強化、民間喫煙所整備支援と区営喫煙所設置に向けた調整など分煙環境の拡充を一体的に進め、規制と受け皿の双方を備えた実効性ある対策に向けて取り組んでまいります。

また、区内各地で開催される祭礼やイベントの際には、主催者への事前の申し入れに加え、臨時喫煙所の設置届出の仕組みについても具体的に検討し、喫煙される方もされない方も安心して過ごせる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、客引き防止対策についてお尋ねがございました。

現行条例は、地域、区、警察が連携し、指導・注意を中心とする対策として一定の役割を果たしてまいりました。

しかし、制定から12年が経過し、勧誘の手口は巧妙化・多様化しており、神田駅周辺や秋葉原などでの状況を踏まえ、地域の体感治安にも変化が生じているものと認識しております。

加えて、御指摘のとおり、地域の担い手の高齢化が進む中、運用面の工夫や人員増だけで対応し続けることには限界があります。

今後は、指導中心の枠組みに加え、制度による抑止を組み合わせることで対策の実効性を高めていく必要があると考えております。

過料の適用に向けた検討につきましては、渋谷区など先行自治体の運用状況や成果、制度設計上の課題の整理を進めているところでございます。

この夏を目途に、地域、商店街、関係事業者、警察等との検討の場を立ち上げ、過料導入の必要性や制度設計について議論を深めてまいります。

その上で、年度内を視野に制度改正、環境整備、周知の準備を進め、来年度早期の実施につなげてまいりたいと考えております。

路上喫煙対策、客引き防止対策のいずれにつきましても、地域との協働を基本としながら、現状に即した実効性ある施策へと着実に転換し、区民の安全・安心の確保に努めてまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／入山議員の神田警察通り道路整備に関する御質問にお答え申し上げます。

まず、次期以降の整備の進め方についてでございます。

神田警察通り道路整備事業は、2月に美土代町交差点から神田駅北口交差点の樹木の伐採を実施。

3月から4月下旬にかけ、当該樹木の伐根作業を終了したことは御案内のとおりでございます。

現在は、Ⅱ期工事区間におきまして、道路付属物でありますガードパイプ等の施工を行っており、今後は歩道の舗装を実施していく予定でございます。

また、この整備工事と同時並行で、神田警察署前交差点から神田駅北口交差点の区間の工事契約に向け、現在、設計、積算作業と警視庁協議を行っているところでございます。

このように、今後の作業を計画的かつ効率化する取組によりまして、事業全体のスピードアップを図ってまいります。

狭い歩道を誰もが安全かつ安心して通行できる歩道を整備するだけでなく、御指摘のように、道路交通法の改正によりまして、自転車を利用される方の安全な交通環境の整備がより一層求められております。

したがって、多くの地域の方々が長年待ち望んで来られました本事業の全線開通に向け、効率的かつ着実に整備を進めてまいります。

次に、妨害行為を踏まえた今後の決意についてでございます。

神田警察通り道路整備事業につきましては、工事に反対をする一部の住民から違法性を主張する損害賠償請求や住民訴訟が提起されておりましたが、去る5月20日、最高裁判所におきまして住民訴訟の上告が棄却されました。

これにより、10回にわたる裁判所の判断は、10回全てにおいて、区の主張に沿ったもの、全面勝訴となり終了いたしました。

この司法結果を踏まえ、改めまして「地域住民の期待に応え、いかなる妨害にも屈することなく事業を完遂していただきたい」との議員の御指摘をしっかりと受け止め、責任を持って取り組んでまいり決意でございます。

また、この間、妨害行為により工事に遅延が生じた結果、約1億円の経費が増加していることにつきまして、当該妨害行為者へ責任負担を求める検討は引き続き行っております。

議長／財産管理担当部長。

財産管理担当部長／入山議員の公共工事のコスト上昇に関する御質問等にお答えいたします。

公共工事の入札不調につきましては、全国的な問題であり、議員御指摘のとおり、建設業界における担い手不足や働き方改革による施工体制の制約に加え、資材費・労務費の上昇などの影響により、予定価格と市場実勢価格との乖離が生じていることが主な要因と認識しております。

また、大型工事や特殊工事の集中により、建設業者の繁忙状況も重なり、受注余力が不足している状況でもあると認識しております。

このため、事業費の増加や事業進行の遅れが避けられず、施設の更新に支障を来すおそれがあり、継続的かつ安定的な公共サービス提供の面で課題が生じる可能性を憂慮しております。

このような中、区では、発注時期の平準化を進めるとともに、建設物価上昇対策として、インフレスライド条項の適切な運用や市場価格を踏まえた予定価格の設定、週休2日工事の推進や工期の適正化などに取り組んでおり、あわせて、現場代理人の配置要件の見直し等の条件緩和や提出書類の簡素化、民間との連携も視野に入れ、建設業者が参加しやすい環境整備を進めております。

引き続き、建設市場等の動向を見据えながら、入札不調の抑制に向けた取組を着実に推進し、安定的な公共サービスの提供に努めてまいります。

次に、公共施設の整備等についてですが、今後、多くの区有施設が順次、更新時期を迎える中にあっては、施設整備そのものに加え、工事期間中においても区民サービスを低下させないよう努めていくことが重要であると認識しております。

特に、御指摘のスポーツ・健康増進、防災、地域コミュニティーなど、区民生活に身近な機能につきましては、代替機能の確保や既存施設の有効活用などにより、サービス水準の維持に努めてまいります。

公共施設の整備に当たりましては、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の機能や必要性、区民ニーズ等を踏まえた事業の優先順位づけを行うとともに、令和8年2月に策定した千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針により留保財産として位置づけられた、一定規模の未利用地を仮移転用地や代替機能の確保に活用するなどし、更新期間中における区民サービスの維持にも留意しつつ、取り組んでまいります。

議長／次に、千代田区議会自由民主党を代表して、11番はやお恭一議員。

はやお議員／令和8年第2回区議会定例会に当たり、我が会派を代表して区政の諸課題について代表質問を行います。

本日は区民の生活に直結する切実な課題、そして、本区の未来の在り方を決定づける極めて重要なテーマとして、働く子育て世代への多角的な支援、高齢者における先進的な認知症、MC I対策、地域コミュニティーの基盤たる伝統的祭礼文化の持続可能な継承、そして、官製談合事件の全容解明に向けた行政の透明性と信頼回復という4つの重要項目について見解を伺います。

まず、働く子育て世代の定住と就労継続を支える要の施策、「病児・病後児保育事業の拡充」について伺います。

本区はこれまで、精力的な施策整備により「待機児童ゼロ」を堅持する極めて大きな成果を

上げてられました。

この取組は高く評価いたします。

しかし、現在、子育ての環境は大きな転換期を迎えています。

本区の総人口が増加する一方、就学前児童人口は減少局面に移行しつつあり、これまでの「量の確保」から、多様化するニーズに寄り添った「質の向上やサービスの充実」へと子育て施策の舵を切る必要性に迫られています。

特に、令和5年度の「区民ニーズ調査」の結果は、働く子育て世代の切実な現状を浮き彫りにしています。

調査では、幼稚園や保育所等を利用する保護者の8割以上が「過去1年間に子どもの病気やケガで施設を利用できなかった経験がある」と回答しています。

さらに重要なのは、施設を利用できずに親が仕事を休んで対応したケースのうち、「できれば病児・病後児保育を利用したかった」との回答が6割を超えている事実です。

また、今後「充実してほしい保育サービス」では、「病児・病後児保育の実施・充実」が31.2%と、あらゆる項目を抑えて要望の第1位を占めています。

これまでの量的確保から親の実情に即したサービス充実への転換は急務であり、この強固なデータが示す潜在ニーズに区がどう向き合うのかが問われています。

本区においてフルタイムの共働き世帯は今や多数派であり、子供の突然の発病でキャリア中断を余儀なくされる環境は早急に改善すべきです。

病児・病後児保育の抜本的な拡充こそが、安心して働き、千代田区に住み続けるための生命線です。

スタートした「第3期子ども・子育て支援事業計画」は、この切実な声に具体策で応える絶好の機会です。

医療との緊密な連携による安全性確保や利用しやすい体制構築に向け、戦略的な一手を打つべきです。

以上の認識を踏まえ、以下の3点について区長並びに関係理事者の見解と展望を伺います。就学前児童人口が減少局面に移行する中、これまでの「待機児童ゼロ」という量の確保から、多様化する保護者のニーズに寄り添った「質の向上やサービスの充実」へと子育て施策の舵を切る必要性についてお答えください。

区民ニーズ調査において、子供の発病時に「施設を利用できず親が仕事を休んだ」割合が約8割、そのうち「病児・病後児保育を利用したかった」との回答が6割を超え、充実を求めるサービスとしてトップである。

この極めて高い潜在ニーズと、働く子育て世代が直面している切実な現状に対する区の認識をお答えください。

令和7年度から始まった「第3期子ども・子育て支援事業計画」において、フルタイムの共働き世帯の就労継続と定住を支えるため、小児科施設との併設を含めた病児・病後児保育の施設拡充、利用手続の利便性向上及び受入れ枠の拡大をどのように戦略的に進めていくの

か、具体的な展望をお答えください。

以上、働く子育て世代が直面する壁を乗り越え、真に「子育てしやすい千代田区」を実現(?)するための前向きな答弁を期待し、次の質問に移ります。

次に、大きな項目の2項目めとして、「認知症および軽度認知障害(MC I)対策について」伺います。

我が国の高齢化が進む中、認知症対策は自治体経営における最重要課題の一つです。

令和4年の推計では、全国の認知症高齢者が約443万人、その予備群とされる軽度認知障害(MC I)の高齢者が約559万人であり、合わせると高齢者の約3.6人に1人が当事者またはその予備群という深刻な状況にあります。

さらに、今後の将来推計によれば、令和22年にはその合計が約1200万人へと膨れ上がり、実に「高齢者の約3.3人に1人」が認知症かMC Iになるという衝撃的な未来が見込まれています。

一方、千代田区の現状に目を向けますと、令和4年時点の認知症有病率は16.7%に達しており、国の平均である12.3%を大幅に上回っているのが実態です。

この数字は、本区において認知症及びMC Iへの早期対策がいかに急務であるかを雄弁に物語っています。

認知症になってからも尊厳を持って暮らせる社会をつくるためには、発症の一步手前であるMC Iの段階からの切れ目のないアプローチが極めて重要です。

そこでお尋ねいたします。

高齢者の約3.3人に1人が対象となると見込まれる中、特に早期対応の鍵となるMC I対策への重要性について、現在の区の認識をお答えください。

的確な施策を迅速に展開するためには、まずエビデンス、すなわち正確なデータに基づいた実態把握が不可欠です。

現在、千代田区におけるMC Iの高齢者数は、国の有病率を基に推計値に頼っている状態にあります。

しかし、地域の実情に即した実効性のある高齢者プランや個別施策を策定するためには、推計値だけでは不十分ではないでしょうか。

現在、国の有病率を基にした推計ですが、的確な施策展開のため、区独自で認知症やMC Iの計量的実態調査を行っているのか、あるいは今後行う予定があるのか、区の具体的な取組をお答えください。

次に、現在区が進めている具体的な事業の検証について伺います。

本区では、認知症やMC Iの人も主体的に関わることができる「参加型アートプログラム」を東京都健康長寿医療センター及び九段坂病院との三者共同で研究・開発し、令和9年度からの実装に向けて取組を重ねていると承知しています。

また、郵送調査の未回答者や自記式チェックで認知機能低下の疑いがある方を対象とした「看護師による訪問調査」や「長寿健診」との連携など、潜在的なハイリスク高齢者を早期

に発見し、困難事例化を防ぐための取組も実施されています。

これらのMC I の人を対象とした共同開発中のアートプログラムや、看護師の訪問調査による早期発見事業、さらには長寿健診との連携によるこれまでの具体的な成果と課題をお答えください。

最後に、今後のさらなる施策の発展に向けた新しいアプローチについてです。

先進事例として知られる「神戸モデル」では、65歳以上の市民を対象に認知機能検診の実施だけでなく、認知症やMC I の診断を自己負担なしで受けられる「認知症診断助成制度」を独自に運営しています。

さらに、万が一の事故の際には最高2億円まで補償される「認知症事故救済制度」を組み合わせ、早期診断から発症後の生活支援まで包括的にカバーする仕組みを構築しています。診断後の行政支援や安心の確保という課題に対し、本区としてもこうした一歩踏込んだ先進的なアプローチを取り入れるべきだと考えます。

「認知症診断助成」や「事故救済制度」を盛り込んだ、より進んだ新しいアプローチを本区としても導入すべきと考えますが、区の見解をお答えください。

次に、大きな3項目め、「伝統ある都市型祭礼文化の継承支援」について質問いたします。本区の祭礼文化は、江戸期からの歴史的変容を経て、現在は地域コミュニティの基盤を支える貴重な社会的資産(?)となっております。

かつて「天下祭」として江戸城内へ練り歩いたきらびやかな山車や附祭の文化は、明治以降の都市の近代化や電線の架線に伴い、町神輿を中心とする形へと柔軟に変容を遂げてまいりました。

この伝統は、単に過去を懐かしむだけのものではありません。

多様な人々が世代を超えて協働するプロセスそのものが、本区の地域コミュニティにおける信頼関係、すなわち社会関係資本を醸成する極めて重要なインフラとして機能しているのです。

しかしながら、現在の祭礼文化は、かつてない深刻な維持課題に直面しております。

少子高齢化や人口流動化に伴う担い手不足はもちろんのこと、大正・昭和期につくられた町神輿や、関東大震災や戦災を免れた江戸・明治期の貴重な山車人形などの祭礼道具の劣化が著しく、その保管場所の確保や高騰する修繕・運営コストは各町会にとって限界を超える重荷となっています。

そこで、まず、法的・制度的な課題について伺います。

祭礼が持つ宗教的な側面を踏まえると、行政がその支援に踏み出すには極めて慎重かつ確固たる法理的整理が必要です。

区では現在、町会が管理する祭礼道具の維持・保全に係る補助制度の創設に向けて検討を進めていると聞き及んでおります。

しかし、公金の支出に当たっては、憲法上の政教分離原則、いわゆる最高裁の「目的効果基準」に照らし、特定の宗教の援助や助長に当たらない世俗的・文化的な目的であることを明

確にする必要があります。

そこで、区が検討を進める祭礼道具への補助制度に関し、憲法上の政教分離原則をどのように遵守し、世俗的・文化的な目的を持った適正な予算化を進めるのか、区長の見解についてお答えください。

補助金の厳格な運用と審査体制について伺います。

補助金は区民の貴重な税金を原資とするものであり、その執行には厳格な説明責任が伴います。

政策経営部における補助金制度のガイドライン策定の動きとも連動し、今回の新たな補助金が、単に特定の団体を利するものでなく、広く区民の安全確保や地域活性化につながるものであるという根拠が求められます。

また、既存の町会活動補助金やコミュニティ補助金等と同一の対象経費に対して二重の給付が行われるような事態は断じて避けなければなりません。

そこで、「補助金の在り方」に基づく不特定多数の区民の利益となる「公益性」の証明と、使途を明確にする「透明性」をいかに確保するのか。

また、既存の町会・コミュニティ補助金との二重給付を避けるための審査・チェック体制の構築についてお答えください。

未来を見据えた持続可能な財政スキームについて伺います。

高額化する祭礼道具の修繕や高度化する安全対策費を前に、行政の限られた税投入のみに依存する手法では中長期的な維持は困難です。

今後は、行政の公費負担と並行し、民間資金を広く呼び込む仕組みへと発想を転換すべきです。

例えば、町会の枠を超えた「一般社団法人」等の中間的な受け皿組織を設置すれば、行政が直接関与しにくい宗教的グレーゾーンをクリアしつつ、クラウドファンディング、使途特定型のふるさと納税、あるいは民間の財団や企業からの助成金を包括的に募ることが可能となります。

そこで、区の税投入を掛け合わせることで、持続可能で、かつ柔軟な支援体制が確立できると考えます。

そこで、今後の持続可能な発展を見据え、税投入のみに頼るのではなく、一般社団法人等の受け皿組織を設置し、クラウドファンディングやふるさと納税、民間助成を広く募って公費と掛け合わせる包括的な支援スキームを構築すべきと考えるが、区の認識についてお答えください。

最後に、我が会派が重要視する「官製談合再発防止検討報告書の検証プロセス、および刑事確定記録閲覧手続きにおける区の姿勢について」であります。

本区における官製談合事件は、区民（？）の信頼を著しく失墜させる極めて深刻な事態でありました。

納税者である区民への説明責任と区政の透明性を確保する観点から、検証プロセスの実効

性及び議会对応と行政手続における区の姿勢について説明を求めます。

まず、独立性が担保された区外調査をせず、一定の「留保」が付された不十分な弁護士報告書をベースに、わずか半月で正式決定された再発防止検討報告書の拙速な幕引きと、全容解明の妥当性についてであります。

区が令和6年7月末に発表した「再発防止検討報告書」の根拠となった弁護士の調査報告書には、「区外の関係者への直接の事実確認は行えていない」「限定的な調査に基づく一定の留保を付した上で」との主旨が明記されております。

つまり、捜査権のない限界の中で身内へのヒアリングを中心とした限定的な調査にとどまっていることを専門家自らが認めていたのです。

それにもかかわらず、区はこの「留保」付きの報告書(?)を受け取ってからわずか半月という短期間で「検討報告書」を正式に決定いたしました。

客観的な外部調査や徹底的な事実究明のプロセスを欠いたまま拙速な幕引きを図ったと言わざるを得ません。

この独立性が担保された区外調査をせず、一定の「留保」が付された不十分な弁護士報告書をベースに、わずか半月で正式決定された再発防止検討報告書の拙速な幕引きと、全容解明の妥当性についてお答えください。

次に、刑事確定記録の閲覧についてです。

経緯として、区議会の再発防止特別委員会は、事件全容を客観的データから紐解くため、令和6年11月27日に刑事確定記録の閲覧申請を行うことを正式に決定し、令和6年12月18日の申請に向けて準備を進めておりました。

しかし、通常であれば申請から2、3か月で閲覧できると言われる中、実際に我々が閲覧できたのは7か月を経過してからとなりました。

この間、委員会の役割として、事件の全容の客観化に取り組めなかったことは区民に対しても大変申し訳ないことでした。

一方では、区は委員会が申請を予定していたその前日である12月17日に検察庁へ先行して閲覧申請を行っていたことが分かりました。

この重複手続により調整が生じて、議会側がようやく記録を閲覧できたのは申請決定から半年以上も経過した令和7年7月24日となってしまった可能性が高いのです。

議会が全容解明に向けて動いている裏で、事前に閲覧申請を進めながらその事実を議会へ一切共有しなかったことは重大な情報遮断と言わざるを得ません。

そこで、この刑事確定記録の閲覧について、特別委員会の申請の前日に区が先行して申請を行った結果、議会の閲覧が半年以上遅れることになった。

その経緯を踏まえ、当時の情報共有の在り方と今後の議会への対応についてお答えください。

最後に、区はこれまで、議会や特別委員会において「刑事確定記録を精査・判断する立場にない」と弁明し、確定記録に基づいた報告書の訂正を一貫して拒み続けてきました。

しかしその一方で、元幹部の退職金返還請求という自らの行政手続においては、議会に先んじて速やかに刑事確定記録を閲覧し、実質的な判断材料として活用していた実態が浮かび上がっています。

議会への答弁と、裏で進めていた実際の行政手続との間には明らかな二面性があり、説明の整合性が全く取れておりません。

都合の悪い組織的関与や過去の違法行為の追及を矮小化しようとしたのではないかとの疑念を拭えません。

議会に対し「刑事確定記録を判断する立場にない」と説明する一方で、元幹部の退職金返還請求に係る判断材料として速やかに閲覧手続を進めていた実態について、説明の整合性と今後の行政姿勢の透明性についてお答えください。

以上、区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／はやお議員の祭礼文化の継承支援についての御質問にお答えいたします。

本区における祭礼文化は、江戸以来の歴史の中で、町会を中心に多様な人々が関わり合いながら継承されてきた、地域社会の重要な基盤、つまり、地域の信頼関係や愛着、誇りを醸成する重要な社会資源であると認識しています。

とりわけ、都市部である本区の祭礼は、町会や地域団体、企業、大学、そして多くの区民の皆様の協働によって支えられ、相互を橋渡しする役割も担っております。

祭礼を通じて培われた信頼関係は、災害時の対応や日常の見守りにも生かされるものであり、その継承は幅広い区民にメリットをもたらす、極めて公益性の高い取組であると認識しております。

他方、担い手の高齢化や住民構成の変化等を背景に、町会コミュニティの維持・強化は本区にとって喫緊の課題となっており、その中核をなす祭礼文化への支援は可能な限り早期に着手すべきものと考えております。

祭礼は繰り返し実施されることで地域コミュニティの活性化に寄与しますが、その過程で必要となる山車、神輿といった祭礼道具については、維持管理に係る経費が増大しているとの声を伺っています。

そのため、今年度下半期を目途に、まず、祭礼道具の整備や修繕などに係る経費を助成する制度を速やかに構築してまいります。

制度設計に当たっては、法的見地からの確認を十分に行うとともに、透明性の確保にも留意してまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者より答弁いたします。

議長／子ども部長。

子ども部長／はやお議員の、病児・病後児保育事業に関する御質問にお答えいたします。
区では、「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき計画的に整備を進めておりますが、
「質の向上やサービスの充実」も併せて取り組んでいるところでございます。

例えば、今年4月には新たに区内2か所目となる病児対応型施設を開設し、保育室を分割できる仕様により、急性期から回復期までの子供、あるいは異なる感染症にかかった子供などを分けて預かることができるようになり、安全面に配慮した質の向上を行いました。

次に、働く子育て世帯が直面する課題についてですが、病児・病後児保育事業は、子供の健康と安全を確保するだけでなく、保護者の就労継続を支える重要な役割を担うものと認識しており、先述の取組に加えて、ベビーシッター利用支援事業等もあわせて利用を促してまいります。

最後に、利用枠の拡大については、病後児対応型を四番町保育園、いずみこども園にも整備を予定するなど、今後とも施設の利用状況を注視し、施設の拡充や利便性の向上を進め、働く子育て世帯の支援に取り組んでまいります。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／はやお議員の認知症および軽度認知障害（MC I）対策についての御質問にお答えいたします。

MC Iは、認知症と健常な状態との中間の状態であり、健常な状態への移行を期待できるものでございます。

このため本区では、認知症やMC Iに早期に気づき、適切に対応することが重要であると認識しており、フレイル測定会における認知機能チェック、認知機能維持向上教室の開催、「参加型CHIYODAアートプログラム」の研究開発等に取り組んでおります。

次に、認知症高齢者数及びMC I高齢者数の推計につきましては、認知症高齢者数のみ東京都と同様の方法により推計しておりますが、今後、都や他区の取組状況を注視しながら研究してまいります。

次に、MC Iの方を対象とした各事業の連携による成果と課題でございます。

本区では、「こころとからだのすこやかチェック」による看護師の訪問調査を通して認知症の早期発見に努めております。

また、長寿健診受診医療機関には認知症サポート医在籍医院も多く、必要に応じて高齢者あんしんセンター・相談センターにつなぐなど、丁寧に寄り添いながら適切な支援につなげております。

一方で、認知症やMC Iの診断前後は、本人・御家族の不安感等心理的な負担が大きく、相談できる場や悩みを共有できる場などの地域資源を増やしていく必要がございます。

このため、本区では、認知症本人ミーティング「実桜の会」の開催や「参加型CHIYODAアートプログラム」を九段坂病院、東京都健康長寿医療センターと共同で研究開発に取り組んでおります。

いずれの事業も参加している方々から好評をいただいておりますが、さらに実績や研究を重ね、認知症やMC Iの方の支援や予防策につなげることが課題であると認識しております。

次に、認知症診断助成等のアプローチについてでございます。

本区では現在、認知症やMC Iの早期発見や診断前後の支援のため、各種事業に鋭意取り組んでおりますが、さらなるニーズ等の把握や他自治体の取組等について、本区の地域特性を踏まえまして研究してまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／はやお議員の祭礼文化継承支援に関する御質問に、区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、政教分離との関係についてですが、現在検討中の補助制度は、他自治体の先行事例を参考に、目的・効果基準や総合判断の枠組みなど法的観点から整理を進めております。

具体的には、伝統文化の継承と地域コミュニティーの維持という目的に即し、補助対象を町会所有の山車や神輿の修繕と祭半纏など共有性の高い物品に限定する方向で検討しております。

神事や宗教施設に係る経費は対象外とし、特定宗教への援助・助長と評価されぬよう慎重に設計してまいります。

あわせて、対象経費の支払確認後に補助金を支給することや、他の町会補助と二重支給とならない制度設計にも適切に対応してまいります。

次に、公益性と透明性についてですが、昨年度の調査研究では、祭礼の継続が地域の協力関係を育み、平常時の見守りや災害時の助け合いにも生かされていると指摘されております。こうした効果は広く区民に波及し得るものであり、本支援にも一定の公益性が認められると考えております。

補助金の支給に当たりましては、対象品目の歴史的経緯、修繕の緊急度、町会コミュニティー活性化への寄与などを観点に、有識者を含む審査の仕組みを設け、透明性を確保してまいります。

最後に、支援スキームについてですが、調査研究では「祭礼文化の継承に係る調査研究を安定的に続けられる組織的基盤の整備が選択肢の一つである」旨の提言をいただいております。

区といたしましては、この提言を踏まえ、補助金等の交付主体となる支援組織や、地域で祭礼文化の継承を担う団体の在り方、さらには民間資金の活用方策も含め、持続可能な支援ス

キームの構築に向け、引き続き多角的に調査研究を進めてまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／はやお議員の官製談合防止法違反事件についての御質問にお答えいたします。

入札不正行為等再発防止検討報告書は、再発防止対策検討委員会での検討内容や外部の弁護士と公正取引委員会の元局長で構成される有識者会議からの意見等を踏まえて取りまとめたもので、妥当なものであるという認識です。

また、ヒアリング調査等を行った弁護士の報告書における「留保」とは、強制的な捜査権を有しない中で可能な範囲で調査を行ったという当然の前提を述べたもので、これをもって不十分な報告書であるという認識は持っていません。

次に、区が元職員に対する退職手当返納命令を行うに当たり刑事確定記録の閲覧を行ったことと議会の閲覧が遅れたこととは何ら関係がないものとの認識です。

また、不当な政治介入から人事行政の中立性を確保するという観点からも、人事上の個別の案件について、法に定められた手続を超えて、議会と逐一情報共有をしながら行うということは適切ではないと考えています。

今後も法令の規定に従った適切な対応をしてまいります。

退職金の返納命令と再発防止に向けた検討では手続きの段階が異なる上、必要な調査には自ずと違いがあり、刑事確定記録についての認識に変わりはありません。

議長／はやお恭一議員。

はやお議員／ 1 1 番、はやお恭一、自席より再質問をさせていただきます。

いろいろと、様々な、1 番から 3 番のことについては、今後、節目節目のところで確認、また、報告いただければと思っています。

やっぱり一番大事なところと思っているのが、やはり「信なくば立たず」ということで、やはり、今回の官製談合の件であります。

ここは様々な、いろいろな御意見があると思いますが、ただ、一言言えることがですね、この刑事確定記録を見る前までは、このアンケートだけですと、結局は、議員のパワハラ、そして、2020 年以前はなかったという言及のところなんですね。

でも、実際のところ、結局は刑事確定記録を確認するところによると、実際は元副区長の供述調書からも明らかで、実は円滑な議会運営のために引換えだったということに（？）近いことが書いてあったんです。

それはもう、申し訳ない、知らなかったとは言わせないです。

それは何かといったら、一応、閲覧内容については、常時、出席者に対しては、その刑事確

定記録を見ていただいていますから。

そういう状況の中で、結局は私はこのところは変えるべきだって話しもしながらも、一切受けなかったって。

それはいいですよ。

何かとあったらば、組織として、カラスは白いと言ったら、もう白で行くしかない。

その職責、立場っていうことは分かるから、私は人として言うつもりも、もう、今はないです。

でも、ただ、信義則というか、そこの中で、現実、令和6年の12月18日に話したにもかかわらず、結局は、その、言ったということぐらいいいわけじゃないですか。

そして、この議論は何をやっていたかという、何度も何度も、刑事確定記録は閲覧をいつできるんだって確認していたわけです。

その議論で様々な意見が出ましたよ、委員の中から。

行く必要はないんじゃないかとか、場合によってはこれはどうなんだって話しになっている。

それにどのくらいの時間を費やしていたかということなんです。

これは、納税者である区民に対して申し訳ないことだと思っています。

我々の給与が、報酬が、そういうことの無駄な時間にさかれているってことですから。

そこでね、やっぱり、最終的には、もう一度聞きます。

この、組織的な覆い隠そうとしたことはなかったのか。

事実としてこの積み上がったことからしたら、普通の人間だったらおかしいって考えるんです。

そこを、ただ、やっていないというのではなくて、きちっと、納税者に分かりやすく説明してください。

以上です。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／はやお議員の再発防止に関する再質問についてお答えいたします。

まず、我々の、今回の事件に関するスタンスといいますか、***につきましては、これまで本会議、あるいは特別委員会等々で述べてきたことと変わりはございませんし、また、それについては今回の報告書の中でお示ししているところであるという認識でございます。

い。

それから、刑事確定記録につきましては、こちらは、閲覧は、あくまで人事上の手続の一環として行われたものであって、その手続につきましては中立的な立場からこれを執行するという、そういう趣旨で我々としては運用しているところでございます。

議長／議事の都合により休憩します。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

各会派の代表質問を続けます。

千代田区議会自由民主党議員団を代表して、15番永田壮一議員。

永田議員／令和8年第2回定例会に当たり、自由民主党議員団の代表質問をいたします。

初めに、危機管理体制について伺います。

本区は、首都機能が集中し、昼間人口が多いという構造的脆弱性を抱えています。

首都直下地震、風水害、テロ、武力攻撃といった有事において、区民及び在勤・滞在者の安全を自治体単独で確保するには限界があることを、これまで度々指摘してきました。

一方、災害対策・危機管理課は、備蓄物資の管理、防災訓練、地域や学校との調整など、日常業務に追われているのが現状です。

そのため、有事に不可欠となる迅速な状況判断、情報収集・分析、指揮命令といった高度な危機管理機能が十分に発揮できない懸念があります。

こうした状況を踏まえ、私は以前より、インテリジェンスの専門的知見を有する退職自衛官の採用を求めてきましたが、今年度より、元陸上自衛隊の一佐、倉田氏が、災害対策・危機管理担当部長として着任されました。

倉田部長は、東日本大震災発災時、市ヶ谷から朝霞駐屯地まで徒歩で移動し、被災地で指揮を執られた経験をお持ちで、情報が錯綜する混乱下での判断力・統率力を備えた極めて貴重な人材です。

本区の危機管理業務において、その経験が発揮されることは大変意義深いものです。

しかしながら、現行の組織体制では、日常業務に追われるあまり、一見、緊急性が低く見えるものの、有事対応に不可欠な課題が先送りされているように感じます。

地域防災計画の改定、国民保護法の適切な運用、警察・消防・自衛隊との円滑な組織横断的連携、指揮調整、災害情報の精査、デマ拡散防止、実戦的な防災訓練の実施など、いずれも本来であれば最優先で取り組むべき事項ですが、余裕がないのが実態ではないでしょうか。これらの課題に自衛隊で培われた専門的知識・経験を生かすためには、まず区役所内部の意識改革が不可欠です。

自衛隊と同じレベルの規律、緊張感を求めるのは難しいとしても、指揮命令系統の明確化、地域の危機管理を担う組織としての自覚と覚悟がこれまで以上に求められます。

自治体の危機管理は人的資源の強化だけでは不十分で、必要なのは組織としての意識改革であると考えます。

新体制となった災害対策・危機管理担当倉田部長の専門性、経験を最大限に生かし、区民の

生命と安全を守るため、本区の危機管理体制を抜本的に強化していくことを求めます。
そこで伺います。

1、組織改革について。

倉田部長のような元一佐クラスの指揮官経験者が採用されたことは、本区の危機管理体制強化に極めて大きな意味を持ちます。

しかし、その能力を最大限に生かすためには、区役所側の受皿が整っていなければ効果は限定的です。

区はどのように組織を変革し、危機管理機能体制を強化していくのでしょうか。

2、有事対応に不可欠な課題の先送りについて。

日常業務は重要ですが、有事対応の体制整備こそが危機管理の根幹です。

地域防災計画の改定や国民保護法の運用、情報の精査、デマ対策など、重要課題が後回しになっている現状を踏まえ、区はこれらの課題をどのように改善していくのでしょうか。

3、関係機関との連携について。

有事において、警察・消防・自衛隊との連携が不可欠です。

しかし現状では、担当者レベルの属人的な関係に依存しており、組織としての連携体制が十分とはいえません。

関係機関との連携を制度的に強化するため、区はどのように取り組んでいくのでしょうか。

4、実践的な防災訓練の導入について。

区では消防署・消防団との連携による防災訓練や、地域主体の避難所運営協議会などを行っていますが、実施することが目的になってしまい形骸化しているとの指摘もあります。

より実践的な訓練体系の構築が必要と考えますが、区はどのように訓練の実効性を高めていくのでしょうか。

次に、A I 防犯カメラについて伺います。

我が国が世界に誇る治安を維持していくためには、時代の変化に応じた防犯対策の更新が不可欠です。

犯罪捜査における防犯カメラの有効性は言うまでもなく、犯人の行動経路の把握による早期逮捕など、数多くの事例がその重要性を証明しています。

しかしながら、本区における防犯カメラの設置状況は十分とはいえません。

現在、町会や地域団体を対象とした約95%の設置補助金や維持の助成制度が用意されているものの、住民間の合意形成や煩雑な申請手続が課題となり、申請件数は頭打ちです。

地域主体に頼る手法では、区内全域での設置数を効果的に増やすには限界があります。

近年、公園や通学路の安全対策として、区が直接防犯カメラを設置するケースも増えていますが、犯罪防止抑止力として十分に機能しているとはいえません。

地域任せにするのではなく、今後は行政自らが主導し、区内全域での防犯カメラ設置を戦略的に推進すべき段階に来ているといえます。

そこで注目すべきは、技術革新によって登場した「A I 防犯カメラ」の活用です。

従来のカメラは「単なる録画」にとどまっていたましたが、現在のA Iカメラは「リアルタイム解析・自動通知・警告」へと劇的な進化を遂げています。

不審者の検知や、繁華街における悪質な客引きなどの迷惑行為に対し、コストを抑えながら迅速に対応することが可能です。

A Iが異常を検知した際、担当職員や青色防犯パトロールが的確な初動対応を取る仕組みを構築したことで、刑法犯認知件数を大幅に減少させた自治体の事例もあります。

さらに、A Iカメラの用途は防犯だけにとどまりません。

路上での接触事故や急病人の通報、河川の水位監視、道路・マンホールの異常検知など、インフラ管理に活用することで24時間体制の安全対策が可能となります。

また、イベント時の雑踏管理、ゴミ集積所での不法投棄、路上喫煙、放置された危険物、違法な客引きといった犯罪・迷惑行為に対し、音声で自動警告を行い、悪質な場合には通報・特定を行うなど、地域の諸課題を一挙に解決する能力を秘めています。

一方で、A Iカメラの導入に当たっては、個人情報保護法やプライバシーポリシーにのっとった厳格かつ適切な運用が極めて重要です。

私たちは、中国のような個人を特定する「監視社会」を目指しているわけではありません。

また、シンガポールのように「路上喫煙やポイ捨てに10万円以上の高額な罰金を科す」といった厳罰主義を求めているわけでもありません。

深刻な治安悪化を招く前に、日本の風土に合った見守りと抑止力のためのインフラとして、A I防犯カメラを位置づけるべきと考えます。

それには、設置場所の明示や、住民説明会を通じて、導入の目的と機能を広く公開し、丁寧に区民の合意形成を図ることが運用の大前提となります。

地域の安全・安心なまちづくりを加速させるためにも、行政が主体となって、可能な限り区内全域でのA I防犯カメラの設置・運用を推し進めるべきと考えますが、区長の御所見をお聞かせください。

続いて、日テレ通りの将来像について伺います。

先日開催された第4回番町次世代シンポジウムにおいて、長年議論が続いてきた「日テレ二番町計画」について、行政・地域住民・日本テレビの三者がこれまでの経緯を整理し、将来に向けた具体的な方向性を共有する大きな節目となりました。

本計画は、これまで長期にわたり一部で反対運動が続き、多くの議論と調整を重ねてきた経緯があります。

しかし今回のシンポジウムでは、高さや容積率、風害の影響を可能な限り抑えた計画が示されたことで、対立構造を乗り越え、行政・地域・事業者が連携して日テレ通りの将来像を描く段階に入ったことが明確になりました。

これは、番町地域のまちづくりにとって極めて重要な前進であり、区としても積極的に関与し、地域の期待に応えていくべきです。

日テレ通りは、麴町から市ヶ谷につながる生活動線であると同時に、教育・文化・ビジネス

が交わる象徴的な空間です。

行政だけでは困難な広場空間の確保、地下鉄麴町駅のバリアフリー動線、歩道拡幅による歩行者の安全性向上、生鮮食料品店の誘致、にぎわいの創出、地域資源を生かした景観形成など、将来に向けた発展の可能性に大きな期待が寄せられています。

今回、地域住民、行政、日テレによる一定の合意形成ができた今こそ、区として、日テレ通りの明確な将来像を示すべきです。

そこで、以下の３点について伺います。

１、第４回番町次世代シンポジウムにおいて、行政・地域住民・日本テレビの三者で「日テレ二番町計画」の整理が行われ、具体的な方向性が共有されました。

区としてこの成果をどのように評価し、日テレ通りの将来像を示していくのでしょうか。

２、日テレ通りは、歩行者の安全性向上、景観形成、地域のにぎわい創出など、多様な可能性を持つ重要な都市空間です。

麴町から市ヶ谷の日テレ通りの快適な道路通行空間、麴町駅のバリアフリー、周辺環境整備をどのように実現していくのでしょうか。

行政だけでは限界があるので、事業者との連携についてもお答えください。

３、区は今後、地域コミュニティ活性化のため広場、エリアマネジメント拠点施設をどのように活用していくのでしょうか。

最後に、神田警察通り道路整備事業について伺います。

本事業は、神田錦町を中心に、神田駅まで東西１．２キロメートルに及ぶ神田警察通り区間において、誰もが安全・安心に、ストレスなく通行できる道路空間を確保し、神田地域の活性化とにぎわいを創出する極めて重要なインフラ整備です。

当会派はこれまで、高齢者、障害のある方、車椅子・ベビーカー利用者、そして歩行者と自転車、自動車が交錯する現状を踏まえ、一刻も早いバリアフリー、歩道拡幅が不可欠であるとの立場から、当初予算・補正予算、工事契約議案に賛成し、事業の正当性と必要性を明確に示してきました。

しかしながら、区内外の一部反対派による実力行使を伴う工事妨害により、事業は３年以上に及ぶ大幅な工期延長を余儀なくされ、結果として１億円を超える公費負担が生じています。

危険な車道側からの大声での威嚇、工事関係者や区職員への付きまとい、SNSでの中傷など、看過できない行為が繰り返されてきました。

こうした状況に大きな区切りをつけたのが、本年５月２０日の最高裁判所判決です。

最高裁は原告側の上告を棄却し、工事中止や工事契約の違法性を問う一連の住民訴訟において、千代田区の全面勝訴が確定しました。

これまで地方裁判所・高等裁判所・最高裁判所において約１０回、全てにおいて区の主張に沿った適法性が認められており、今回の判決により、本事業が公共の利益に資するものであり、区の合意形成と手続が適法であったことが司法の場で明確に証明されました。

これにより、法的な懸念材料は完全に払拭されたといえます。

区は妨害者の立入りを禁止する仮処分命令を受け、２期工事区間の樹木伐採作業を大きなトラブルなく完了をさせました。

長年の遅延要因が解消され、現在は歩道拡幅工事が本年秋頃の完了に向けて着実に進行しています。

しかし、２期工事の見通しが立った一方で、続く３期工事への懸念は依然として残っています。

この妨害行為による工期の遅れは、周辺住民や道路利用者に多大な不便を強いるだけでなく、公道上の安全確保のための警備費増大を招き、本来であれば他の区民サービスに充てられるべき貴重な公費が失われてきました。

これ以上の停滞や支出は、大多数の区民の利益を著しく損なうものであり、容認できません。第３期工事については、既に神田警察通り沿道整備推進協議会において整備方針の合意が得られ、交通管理者との協議も終了していると承知しています。

さらに沿道では、今年度中に新たな福祉施設の開設が予定されており、誰もがストレスなく通行できる広い幅員とバリアフリーの早期実現は、地域から強く求められている重要課題です。

法的紛争が全て終結し、２期工事が完成に向かっている今こそ、３期工事の契約手続へ迅速に移行し、事業を前進させる絶好の機会です。

これまで早期整備を求めてきた大多数の区民や周辺町会の期待に、区は確実に応えていかなければなりません。

以上を踏まえ、以下４点について伺います。

１、最高裁での全面勝訴を受け、これまで遅延してきた２期工事をどのように挽回し、今後の工程を進めていくのでしょうか。

２、残された第３期工事から完成までの整備を迅速に進めるため、区としての具体的な計画と方針を示してください。

３、住民訴訟は全面勝訴となったものの、今後も妨害行為が想定されます。

区は責任の所在を明確に示した上で、どのような対策を講じ、安全かつ円滑な工事遂行を確保していくのでしょうか。

４、公共工事への反対運動は入札不調の主要因ともいわれていますが、対策はあるのでしょうか。

以上、関係理事者の明快な答弁をもとめ、代表質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／永田議員の危機管理体制に関する御質問にお答えいたします。

本区の危機管理上の最大の特徴は、他の自治体と異なり、首都機能が集中し、夜間人口約6万9000人に対して平日の日中は約1.3倍、およそ90万人もの在学・在勤者が集まることから、区民の安全・安心の確保はもとより、首都機能の維持・安定、そして最大約59万人にも及ぶ帰宅困難者対応という、複雑かつ難しい対応を迫られていることであると認識しています。

そこで本区におきましては、このたび、陸上自衛隊において三十有余年にわたり奉職し、東日本大震災や熊本地震、平成30年西日本豪雨災害など、数多くの災害派遣活動の経験と危機管理に関する高度な専門知識を兼ね備えた人材を、災害対策・危機管理担当部長として迎えたところでございます。

これらの経験や知識は、災害時における迅速な意思決定や、関係機関との実践的な連携、さらには現場に即した対応力の強化に資するものであり、区政の中に取り込み、組織として機能する体制を整備し、全職員の危機意識の底上げを図ってまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては関係理事者から答弁いたします。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／永田議員の神田警察通り道路整備事業に関する御質問にお答えいたします。

初めに、2期工事の遅延解消と今後の整備迅速化の計画についてでございます。

神田警察通り道路整備工事は、現在、2期工事区間におきまして、施工業者と日々調整を重ねながら綿密に工程を検討し、作業を進めております。

また、工事で使用する材料の一部を区所有施設にて保管するなど、工事の円滑な進捗に向けた取組を行うことで、現在の計画を着実に前に進めるよう努めているところでございます。さらに、この整備工事と同時並行で、神田警察署前交差点から神田駅北口交差点の区間の工事契約に向け、現在、設計、積算作業と警視庁協議を行っているところでございます。

このように、今後の作業を計画的かつ効率化する取組により、これまで遅延してきた工事を挽回し、残された区間の整備についてスピードアップを図ってまいります。

次に、訴訟判決を踏まえた安全かつ円滑な工事遂行策についてでございます。

去る5月20日、工事に反対する一部住民である原告から最高裁判所に上告されていた住民訴訟につきましては、裁判官全員一致の意見で区側が全面勝訴となったことは永田議員御指摘のとおりでございます。

これにより、千代田区議会において御議論の末、御議決をいただいて進めてまいりました本道路整備事業の手順、手続の適法性が、最高裁判所においても認められたところでございます。

斯くなる上におきまして、工事を妨害する行為が行われた場合には、もはや主張ではなく、千代田区議会、地方行政、さらには我が国の司法制度にも反する行為であると受け止めざる

を得ません。

したがって、今後、工事の実施に当たりましては、この場では詳細はつまびらかにはいたしません、これまでの整備作業を通じて得られた知見を生かし、着実に進めてまいります。

次に、公共工事への反対運動が入札不調の主要因と言われていることについてでございます。

公共工事における入札不調は、資材価格や労務単価の上昇、技術者不足、施工条件の複雑化など、複数の要因が重なって生じるものと理解しております。

一方、神田警察通り整備工事に関して申し上げますと、過去には、樹木に張り付くだけでなく、車道から作業帯内に何度も突入を試みる極めて危険な行為や、工事関係者、あるいは職員に対して大声で威嚇、恫喝を繰り返し、精神的・心理的に圧迫し追い詰める、また、執拗に写真や動画を撮影、SNSで個人情報さらし誹謗中傷するなど、妨害行為が何度も行われてまいりました。

これにより施工時間が長時間に及んでしまうことだけでなく、何よりも、妨害行為を受けた工事関係者や職員の精神的な苦痛は計り知れないところでございます。

このため、本区からの事業は今後一切受けたくない、そういう施工業者が出てこられたといったしましても、残念ながら不思議ではないという状況だと認識をしております。

これまでの間、千代田区議会におきまして熟議の末、御議決いただきましたことに加えまして、先般、最高裁判所において御判断いただいておりますことから、公共工事施工時の妨害行為は金輪際、やめていただきたいと強く思っております。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／永田議員の日テレ通りの将来像の御質問にお答えいたします。

初めに区の評価等についてですが、第4回シンポジウムは、これまでで最多となる118名参加の下、先月開催し、建築主である日本テレビ放送網株式会社からは、本区の要望事項への回答及び基本計画の説明が行われており、参加者の反応も、会の終了時に大きな拍手が起こるなど、おおむね受容的であったことから、周辺地域との融和に配慮した計画内容であるものと評価しております。

区といたしましては、マスタープランの麹町・番町地域の将来像実現に向け、今後とも取り組んでまいります。

次に、日テレ通りの快適な道路空間の形成等についてですが、これらの取組は、本区はもとより行政のみでの実現は困難であり、行政が掲げるまちづくりの方針と整合した民間の開発計画による地域貢献整備を適切に誘導しながら進めていく必要があるものと認識しております。

建築主の主体的な取組と緊密に連携しながら、引き続き対応してまいります。

最後に、エリアマネジメント拠点施設の活用についてですが、二番町地区の地区計画では広場や地域交流拠点の整備が位置づけられており、併せてエリアマネジメント組織等により運営することで、地域関係者の交流促進やコミュニティの醸成、まちの魅力向上を図ることとしております。

なお現在、暫定的な広場施設として整備されております「番町の庭」や「番町の森」においては、各種イベントの開催等を通じまして、地域住民同士の交流やにぎわいの創出に寄与するものと認識してございます。

区といたしましては、本年度よりエリアマネジメント活動の推進に向けたモデル団体認定制度を開始し、活動団体への支援を行っているところであり、当該暫定的な広場施設が地域の魅力向上に資するものとなり地域コミュニティの活性化にもつながるよう、必要な支援について今後検討してまいります。

こうした取組により、地区計画に掲げる、新たに整備する広場や地域交流拠点の運営主体となるエリアマネジメント組織立ち上げの機運醸成を図るとともに、日テレ通りの将来像の実現を目指してまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／永田議員のＡＩ防犯カメラに関する御質問にお答えいたします。

区ではこれまで、町会等への設置支援や個人向け補助制度を通じて、防犯設備の普及を進めるとともに、青色パトロールカーによる巡回や地域の見守り活動等と組み合わせることで、一定の防犯効果を上げているものと認識しております。

一方で、トクリュウによる強盗事件等が報道される中、従来の枠組みでは捉え切れない犯罪への不安や、路上喫煙、落書き、ステッカー、客引き等による体感治安の悪化については、依然として課題であると認識しております。

こうした状況に対応するためには、従来の取組に加え、より効果的・効率的な防犯対策の強化が必要です。

ＡＩ技術を活用した防犯カメラは、人の滞留や異常行動の兆候を把握することなどにより、犯罪の未然防止や早期対応に資するものであり、防犯対策の強化に向けた有効な手段の一つであると認識しております。

区による防犯カメラの設置に当たりましては、現在進めている公園や通学路をはじめ、事件や苦情の発生状況などを踏まえながら、ＡＩの活用も含めて、より戦略的かつ効果的な整備を進めてまいります。

また、防犯カメラの設置を進めるに当たりましては、議員御指摘のとおり、個人情報保護やプライバシーへの配慮が重要です。

そのため、設置目的や運用方針などを区民の皆様に明示し、御理解を得られるよう取り組んでまいります。

今後も、A I 防犯カメラをはじめとした各種施策を有機的に連携させ、安全で安心なまちの実現に向けた取組を進めてまいります。

議長／災害対策・危機管理担当部長。

災害対策・危機管理担当部長／永田議員の危機管理体制に関する御質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

初めに、重要課題の改善につきましては、優先順位を明確にした上で進捗管理を徹底し、今年度は地域防災計画火山対策編の見直しや新たな災害対策本部体制による運用基盤の強化に努め、次の段階として実践的な訓練や検証に結びつけるなど、段階的かつ着実に取組を深化させてまいります。

次に、関係機関との連携についてです。

有事において、警察・消防・自衛隊との連携が極めて重要であることは議員御指摘のとおりであり、特定の担当者に依存することなく、組織として安定的かつ実効性のある連携体制を構築する必要があると認識しています。

こうした認識の下、昨年度より開催している防災フェスタでの装備品展示や災害対策本部運営訓練へのリエゾンの受入れなど、関係機関との連携を日常的かつ組織的な取組として積み重ねているところです。

今後も、各種訓練、研修などの機会を捉えて、警察・消防・自衛隊を含む関係機関との連携強化に向けた取組を継続し、有事の際に迅速かつ的確に機能する危機管理体制の確立に努めてまいります。

最後に、実践的な防災訓練の導入についてですが、災害対応の実効性を一層高めていくためには、訓練の内容をより実践的なものとし、実際の有事を意識した取組へと発展させていくことが重要であると認識しております。

このため、災害対策本部運営訓練などの場において、発災直後の初動対応や情報伝達、帰宅困難者対応などを想定した、より具体的かつ実践的な状況付与型の訓練を取り入れ、本部における判断力や対応力の向上を図っております。

また、訓練の実施に当たっては、実施後の振り返りを重視し、課題の整理と改善を次の訓練や体制整備に確実に反映させることで訓練の質の向上を図っております。

こうした取組を積み重ねることにより、防災訓練を単なる形式的なものとするのではなく、実際の災害時に直ちに生かせる実践的な訓練体系として確立し、地域・関係機関と一体となった危機管理体制の強化に引き続き取り組んでまいります。

議長／次に、公明党議員団を代表して、6 番米田かずや議員。

米田議員／令和 8 年第 2 回区議会定例会におきまして、公明党議員団を代表し質問させて

いただきます。

まず初めに、中東情勢と物価高騰を受けた区民生活及び区内中小・零細事業者への支援について伺います。

昨今の中東情勢の緊迫化に伴い、原油価格や燃料費、物流費、原材料費のさらなる上昇が懸念されています。

影響は、区民生活はもとより、飲食店、小売店、印刷業、建築業、運送関連、介護・福祉サービスなど、区内の中小・零細事業者にも広く及ぶものと考えます。

東京都の「東京都中小企業の景況調査」でも、コスト増加の主な原因は「原材料価格」であり、次いで「人件費」、「エネルギー価格」とされています。

原材料価格の高騰が都内中小企業の大きな経営負担となっている実態から、千代田区内の事業者にも同様の深刻な影響が想定されます。

国や東京都、また、大田区、北区、新宿区などでも特別相談窓口の設置が進んでいます。千代田区も、これまで全区民へのギフトカード配付など独自の暮らしの支援に取り組んでいきました。

また、事業者に対しても、日頃から経営相談などきめ細かく行っています。

しかし今後は、地域経済や雇用、商店街の活力を守るため、区内の実情に応じた機動的な独自支援を検討すべきです。

そこで以下5点について、区の見解を伺います。

第一に、原油価格、原材料価格、物流費の高騰が、区民生活及び区内中小・零細事業者に与える影響について、区は現状をどのように認識しているのか伺います。

第二に、商工団体、商店会、金融機関、信用金庫、中小企業診断士等と強固に連携し、区内事業者への影響について早急に実態把握を行うべきと考えます。

区の見解を伺います。

第三に、他区の先行事例も踏まえ、千代田区としても「中東情勢・物価高騰に関する特別相談窓口」を設置し、資金繰り、経営改善、価格転嫁、省エネ対策、補助金活用などを一体的に支援すべきと考えます。

区の見解を伺います。

第四に、既存の商工融資あっせん制度について、物価高騰・原油高騰に対応した特別融資枠の新設、利子補給の上乗せ、信用保証料補助、返済据置期間の延長など、緊急的な資金繰り支援を拡充すべきと考えます。

見解を伺います。

第五に、区民生活への影響が長期化する場合、低所得世帯や子育て世帯、高齢者世帯など、物価高の影響を受けやすい世帯への追加支援について、国や都の動向を踏まえつつ、区独自の対策を検討すべきと考えます。

区の見解を伺います。

次に、既存ストックを活用したアフォーダブル住宅の供給についてです。

令和7年第3回定例会の代表質問において、東京都が推進するアフォーダブル住宅を千代田区の住宅施策にも積極的に取り入れ、連携して進めるべきであると提案いたしました。市街地再開発における地域貢献、老朽化した中小規模ビルや空きビルの住宅転用、地域共生型の住まいとしての展開を求めたところです。

これに対し、区長からは、投機目的のマンション購入抑制と併せて、住宅供給そのものを増やすことが重要であり、アフォーダブル住宅の活用は有効であるとの認識が示されました。また、担当部長からも、中古住宅、賃貸住宅、リノベーション、オフィスビルの住宅転用などを、東京都の施策とともに連携しながら検討していくとの前向きな答弁がありました。そして今回、令和8年度予算において、「既存ストックを活用したアフォーダブル住宅の供給」が重点的な取組として位置づけられたことを大きく評価いたします。

一方で、実効性ある事業とするには、調査にとどまらず、どのような住宅を、誰に、どの程度の家賃水準で、どの地域に、どの手法で供給するのかを明確にする必要があります。

空き家実態調査では、戸建て住宅だけでなく、共同住宅の空き住戸、賃貸住宅の空室、老朽化した中小ビル、空きフロア、事務所ビルなど、転用可能性のある既存ストックをどこまで把握し、所有者への働きかけや、具体的な住宅供給策につなげるのが重要です。

また、モデル事業では、対象とする建物や地域、所有者や事業者への補助・支援、入居対象者、家賃水準、供給戸数、居住期間、継続期間など、具体的な制度設計が必要です。

子育て世帯、若年層、ひとり親世帯、区内で働く方々、外国人世帯などのニーズも反映すべきです。

さらに、事業化には、ビル所有者、不動産事業者、管理会社、設計・建築事業者、金融機関、福祉関係団体など、民間との連携が不可欠です。

早い段階からサウンディング調査を行い、参入可能性、改修費用、法規制、採算性、管理運営上の課題を丁寧に把握する必要があります。

千代田区では、住宅価格や家賃の高騰により、若い世代や子育て世帯が区内に住み続けることが難しくなっているとの声を多く伺います。

また、投機目的のマンション購入や、居住実態のない住戸の増加は、地域コミュニティの希薄化やマンション管理にも影響を及ぼしかねません。

だからこそ、既存ストックを地域の大切な資源として捉え直し、住まいとして再生していく視点が必要です。

今回の予算化を一過性の調査や試行で終わらせることなく、定住促進、子育て支援、多文化共生、地域コミュニティの維持につながる千代田区らしい実効性ある住宅政策として具体化していただきたいと考えます。

以上を踏まえ、アフォーダブル住宅の供給に向けた取組の状況及び今後の予定、空き家実態調査、民間事業者へのサウンディング調査を含むモデル事業の具体的な内容について区の見解を伺います。

次に、2050ゼロカーボンの実現に向けた、木材活用と都市・森林循環モデルの構築につ

いて伺います。

千代田区は、区有施設の省エネ化や再生可能エネルギーの活用など、2050ゼロカーボンちよだに向け取組を進めており、評価いたします。

一方で、本区は大規模な森林を有していません。

だからこそ森林を有する自治体との連携を通じ、木材利用、森林整備、再造林、カーボン吸収を一体的に進める視点が重要です。

既に高山市、五城目町、嬬恋村、智頭町との連携協定による森林整備事業支援とカーボン吸着量の認証活動は実施されています。

これを踏み台としてさらに取組のレベルを上げていく必要があります。

森林は温暖化防止だけでなく、国土保全、水源涵養、災害防止など多面的な公益的機能を有しています。

その一方で全国的には担い手不足、境界不明、伐採後の再造林の停滞などの課題があります。森林環境税及び森林環境譲与税を都市自治体としてどう活用し、脱炭素と森林整備に貢献するのが問われています。

区は、公共建築物等における木材利用推進ガイドラインを定め方針を掲げています。

しかし、方針だけでは不十分です。

実際に木材利用を進めるには、区有施設にとどまらず、民間建築物、とりわけ大規模な再開発事業における木材活用を促進する具体的な仕組みづくりが必要です。

象徴的な事例が、丸の内で進行中の「仮称・東京海上ビルディング計画」です。

同計画ではCLTなどの国産木材を構造材等に活用する大規模木造・木質化建築が計画されており、都心の民間再開発と木材利用、ゼロカーボンを結びつける先進的な事例です。

この取組を一つの事例で終わらず、姉妹都市や交流自治体などの森林を区有施設で積極的に活用し、民間の再開発事業者にも活用を促すことで都市の建築需要が地方の森林整備や再造林を支える「都市と森林の循環モデル」を千代田区から構築していくべきです。

木材を建築物に活用することは、炭素を長期的に固定するだけでなく、収益が植林や再造林につながれば、森林の若返りと将来のカーボン吸収力の向上にもつながります。

都市で木材を使うことは地方の森林を育てることと同義なのです。

全国有数の大規模再開発が進む千代田区だからこそ、民間再開発における木材利用促進は大きな可能性を秘めています。

コストや安定供給、防災性能などの実務的課題は承知しておりますが、先進的プロジェクトが動いている今こそ、区として木材利用の情報提供、協力依頼、自治体とのマッチングを行い、森林環境譲与税も活用して実効性ある施策とすべきです。

そこで、以下5点について見解を伺います。

第一に、「2050ゼロカーボンちよだ」の実現に向けた木材利用の位置づけについて伺います。

第二に、区有施設の新築・改修・内装木質化において、姉妹都市や交流自治体等の木材を積

極的に活用する考えについて伺います。

第三に、「仮称・東京海上ビルディング計画」のような先進的事例を踏まえ、今後の民間再開発事業に対し、木材利用を促す情報提供や協力依頼、誘導策を行うべきと考えます。

見解を伺います。

第四に、姉妹都市・交流自治体等と連携し、木材利用から森林整備、再造林、カーボン吸収までを一体的に進める協定や仕組みを構築する考えについて伺います。

第五に、森林環境譲与税を単なる普及啓発にとどめず、区有施設や民間建築物への木材利用を促進、さらには地方自治体との連携事業へ積極的に活用すべきと考えます。

区の見解を伺います。

本区には大規模な森林はありません。

しかし、企業や再開発、発信力という都市ならではの強みがあります。

区有施設や民間再開発での木材活用を進め、地方の森林整備やカーボン吸収につなげる都市と森林の循環モデルを構築すべきと考えます。

区長の見解を伺います。

次に、省エネルギー改修等助成制度について伺います。

千代田区では、住宅やマンション共用部、事業所ビル等を対象に「省エネルギー改修等助成制度」を実施しています。

本制度は、区民や事業者の脱炭素の取組を後押しし、省エネ性能の向上、光熱費負担の軽減、CO₂削減につながる重要な事業です。

近年、関心の高まりから予算不足も見られましたが、区が柔軟に対応してきたこと、また、令和8年度に助成上限額を見直し、より多くの方が利用できる工夫を行ったことは評価いたします。

しかし、今年度は想定を上回る勢いで申請が集中しています。

令和8年6月19日時点では、申請額は予算の7割を超え、その後、100%に達したと確認しています。

年度開始からわずか2か月余りで予算上限に達したことは、区民や事業者の関心の高さである一方、現行の予算枠ではニーズに十分に答え切れていない状況でもあります。

これから夏本番を迎え、窓断熱や高効率空調などの省エネ改修を検討する区民、事業者はさらに増えることが予想されます。

予算上限を理由に受付終了となれば、せっかく高まっている脱炭素への機運に水を差しかねません。

本制度は、区民や事業者が身近なところから脱炭素に貢献できる中核事業です。

多くの申請を、単なる予算不足ではなく、前向きな行動と意欲のあらわれとして受け止めるべきです。

そこで伺います。

これまでの省エネルギー改修等助成制度の実績について、申請件数、助成額、対象設備の傾

向、CO₂削減効果を区としてどのように分析しているのか伺います。

また、本制度による環境意識の向上、省エネ行動の促進、光熱費負担の軽減など、数値に表れにくい効果についての認識も伺います。

次に、令和8年度は6月19日時点で先ほども述べたように申請額が7割を超え、その後、100%に達したと確認しています。

区はこの状況をどう受け止め、今後の需要をどのように分析しているのかも伺います。

また、制度継続に向けた追加財源の確保、交付決定まで1か月以上を要する審査体制の強化、予算残額や受付状況の分かりやすい周知についても区の見解を伺います。

本制度を予算不足で止めることなく、希望する区民、事業者を支えるため、迅速な追加対応を講じるべきと考えます。

区長の見解を伺います。

次に、ドナーミルクの利用拡大について伺います。

現在、我が国では出生時の体重が2500グラム未満の低出生体重児が約10人に1人の割合で生まれています。

中でも1500グラム未満の極低出生体重児は、出生直後から高度な医療的ケアと継続的な支援が必要です。

こうした小さな赤ちゃんを感染症や合併症等のリスクから守るためには、出産後できるだけ早い段階で母乳を与えることが有効とされています。

しかし、緊急の出産や母体の健康状態などにより、母親自身の母乳をすぐに与えられない場合があります。

その時、寄附された母乳を厳格な衛生管理の下で提供する「ドナーミルク」と、それを支える「母乳バンク」は大切な選択肢となります。

一方でドナーミルクは国の公的な仕組みに明確に位置づけられておらず、費用や手続が実質的に医療機関の負担となっています。

また、安定的な提供にはドナー登録体制の充実が欠かせず、問診や採血に対応できる医療機関の拡充も課題です。

登録施設は産婦人科や小児科に限らず、問診や採血ができる医療機関であれば協力が可能です。

本区としても、区内医師会をはじめ医療関係者の理解と協力を得ながら、登録施設の拡充に向けた働きかけを進めるべきではないでしょうか。

さらに御両親への周知も重要です。

予期しない早産という大きな不安の中で、突然ドナーミルクの説明を受けても、十分な理解や判断につなげることは容易ではありません。

母親が判断できない場合には、父親が短時間で使用の判断を求められることもあります。

だからこそ、母子健康手帳の交付時、妊婦面談、両親学級、子育てアプリや電子母子手帳など、本区が持つ妊産婦との接点を活用し、出産前から正しい情報を届けるべきです。

東京都では令和7年度より「ドナーミルク利用支援」事業が開始され、NICUを持つ医療機関への補助基準額も引き上げられるなど、支援が本格化しています。

命のスタートラインに立つ小さな赤ちゃんを社会全体で支えるため、高度な医療資源が集積する千代田区こそ、基礎自治体として一歩踏み込んだ役割を果たすべきです。

そこで、以下4点について見解を伺います。

第一に、早産児や極低（？）出生体重児への支援におけるドナーミルクの意義について区はどのように認識しているのか伺います。

また、国における公的制度としての位置づけが明確でない中で、医療機関が抱える費用や手続の負担について、現状認識を併せて伺います。

第二に、母子健康手帳の交付時、妊婦面談、両親学級、子育てアプリ、電子母子手帳等を活用し、東京都や一般財団法人日本財団母乳バンクのリーフレット等を配布するなどして、妊婦やパートナーに対して出産前の早い段階から母乳バンクやドナーミルクに関する正しい情報を周知すべきと考えます。

区の見解を伺います。

第三に、ドナー登録に協力する医療機関を増やすため、小児科や産婦人科に限らず、問診や採血を実施できる区内医療機関を対象に、医師会や東京都、母乳バンク関係団体と連携し、区が主体となって理解促進と登録施設拡大に積極的に取り組むべきと考えます。

見解を伺います。

第四に、ドナーミルクを必要とする赤ちゃんに安定的に届けるため、東京都の「ドナーミルク利用支援事業」の活用を区内医療機関へ促すとともに、国や都の補助だけでカバーし切れない医療機関側の事務的・人的負担軽減に向けた区独自の財政支援の創設、さらには国や都に対して国の公的制度への明確な位置づけや必要な財政支援の要望を行うべきと考えます。見解を伺います。

最後に、登下校時や放課後の安全確保について、千代田区版児童見守りシステムの導入についてです。

千代田区は経済的支援や保育環境、教育環境など、全国でもトップクラスの子育て支援を進めてきました。

一方で、区内でも児童への声掛け事案が確認されており、特に放課後の安全確保には課題があります。

本区では、学校から離れた学童クラブやアフタースクール等へ移動する児童もいます。

施設までの移動、習い事、帰宅などは保護者や学校の目が届きにくい時間帯です。

従来の通学路や校門前を中心とした見守りだけでは十分とはいえません。

参考となるのが、品川区の児童見守りシステム「まもるっち」です。

G P S ・通話機能付き端末を児童が携帯し、危険を感じた際に専用センターへ通報され、近隣の協力者にも情報が発信される仕組みです。

千代田区は住宅地、オフィス街、商業地、大学、官公庁が混在し、昼間人口も多い地域です。

一方で、町会、商店会、企業、大学、官公庁など多様な主体が集積しています。

こうした地域資源をＩＣＴでつなぎ、地域全体で子供を見守る千代田区版児童見守りシステムを導入すべきと考えます。

そこで伺います。

第１に、区内で発生している児童への声かけ事案について、区及び教育委員会はどのように把握し、現状をどのように認識しているのか伺います。

第２に、防犯カメラ、青色防犯パトロール、学校、地域による見守り活動など、現在の取組の成果と課題について伺います。

第３に、登下校時だけではなく、学校から離れた学童クラブやアフタースクール等への移動、習い事や帰宅等を含めた放課後の安全確保について区の対応を伺います。

第４に、児童自身が危険を感じた際、直接助けを求めることができるＧＰＳ通話機能付き端末や防犯ブザーなど、パーソナルな防犯対策の必要性について伺います。

第５に、「まもるっち」を参考に、ＧＰＳ・通話機能付き端末と町会、商店会、企業、大学等の協力を組み合わせた千代田区版児童見守りシステムの導入を検討すべきと考えます。

区の見解を伺います。

以上、公明党議員団を代表し、質問させていただきました。

区長、教育長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／区長。

区長／米田議員のアフォーダブル住宅に関する御質問にお答えいたします。

先月発表された国勢調査の速報値では、千代田区の人口は６万６１９９人と前回に比べ０．７２％減少しております。

地域別、世代別など、詳細な分析が必要ではありますが、住宅コストの著しい高騰が人口減の一因である可能性も考えられます。

区内で居住継続を望む区民の皆様のお声に応えるため、区は様々な視点から取組を進めており、まず昨年７月には一般社団法人不動産協会に対して、投機目的でのマンション取引の抑制に関する要請を行い、様々な媒体で取り上げていただきました。

最近、一部の新聞報道では、この６か月間、都心部の中古マンション価格は頭打ちの状況であり、本区の要請活動が「市場の過熱感の抑制につながった」と、こうした分析、評価もなされており、一定の効果が得られつつあると認識しています。

今後は、従前より申し上げていますように、投機目的の需要を抑制する取組に加えて、供給面での取組として、空き家のリノベーションですとかオフィスの住宅転用など、都市の既存ストックを活用したアフォーダブル住宅の供給が有効だと考えています。

これまでアフォーダブル住宅として、活用可能性などを探るため、空き家の実態調査に着手

しております。

今後、調査結果も踏まえ、本年秋頃にアフォーダブル住宅整備費用に助成を行うモデル事業の公募を開始し、年度内にまずは3戸、モデル住戸を選定してまいります。

なお、詳細及び他の事項につきましては、関係理事者から答弁いたします。

議長／子ども部長。

子ども部長／米田議員の児童の登下校時や放課後の安全確保についての御質問にお答えいたします。

まず、児童への声掛け事案の把握と現状認識についてですが、警察署からの正式発表を受けて、区から当該警察に連絡をしてその内容を確認した後に、すぐ一で周知に努めています。声掛け事案は一定の水準で発生しており、見守りや区、各家庭などによる防犯対策を強化していく必要があると認識しております。

次に、防犯カメラや青パト、学校・地域による見守り活動などの取組の成果と課題についてですが、子ども110番の家やシルバー人材センターの見守り、区内大学生による「ながら見守り」などの登下校時の見守り体制を構築するなどの成果があった一方、安全・安心情報の提供が警察の正式発表後になるなどの課題がございます。

情報の迅速な提供に向けては、引き続き警察との協議を進めてまいります。

次に、児童の放課後の安全確保を区はどう把握・対応しているのかについてですが、学童クラブ等では入退館管理システムにより子供の出入りを把握しているほか、ファミリー・サポート・センター事業では、習い事の送迎を行うなどの安全管理に努めているところでございます。

次に、GPS・通話機能付き端末や防犯ブザーなどのパーソナルな防犯対策の必要性についてですが、本区では学童クラブや塾などの習い事に通う子供が多く、パーソナルな防犯対策グッズを身に付ける必要性は相対的に高いと認識しており、必要に応じて学校に持ち込めるということとなっております。

最後に、登下校時や放課後の帰宅時までを含め、GPS・通話機能付き端末と、各町会等、各主体との協力を組み合わせた「千代田区版児童見守りシステム」の導入の検討についてでございますが、現在、保護者やシルバー人材センター、町会、大学、警察など多様な方々の御協力の下、取組を進めております。

また、小学校の通学路への防犯カメラ設置を進めており、昨年度は1校、本年度は3校、来年度には残る4校の通学路に設置することとなっております。

こうした地域特性を踏まえたハード・ソフト両面での様々な取組に加え、御指摘のGPS・通話機能付き端末を組み合わせた「千代田区版児童見守りシステム」を導入していくことについては、他の先進事例などを十分に研究し、千代田の子供たちの安全・安心のためにどのような方策が相応しいか検討してまいります。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／米田議員のドナーミルクの利用拡大に関する御質問にお答えいたします。

ドナーミルクは、早産児や極低出生体重児等において、疾病予防や栄養管理等に有効であるとされています。

一方で、ドナーミルクを安全かつ安定的に供給する仕組みや健康被害発生時の対応等については課題もあり、現在、国において検討が進められています。

ドナー登録に際しては、医療機関において問診や検査等が必要となることから、協力医療機関に一定の負担があることについては認識をしております。

妊産婦等に対するドナーミルクに関する情報提供につきましては、国において検討中の課題等も踏まえ、個々の状況を考慮しながら慎重に対応する必要があると考えており、ドナーミルクの対象となる子供の保護者等に対し、必要に応じて情報提供してまいります。

ドナー登録への協力医療機関を増やすための取組や、都の支援事業の活用に向けた周知、区独自の支援策、公的制度化や財政支援への国や都に対する要望については、今後の国の検討状況を注視し、研究してまいります。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／米田議員の中東情勢と物価高騰を踏まえた区民生活及び区内中小・零細企業への支援に関する御質問にお答えいたします。

まず、影響に対する認識についてですが、中東情勢の緊迫化に伴う原油・エネルギー価格の上昇は、物流費、原材料費、光熱水費等の増加を通じて、区民生活と区内事業者の経営に影響を及ぼしているものと認識しております。

とりわけ中小・零細企業におきましては、仕入価格や燃料費の上昇分を十分に価格転嫁できず、収益の圧迫や資金繰りへの不安が広がっているものと受け止めております。

次に、実態把握についてですが、区では本年3月の中東情勢の緊迫化以降、中小企業診断士による経営相談窓口寄せられる相談内容に加え、区内商工団体、商店会、金融機関、信用金庫との情報交換を通じて、現場の声の把握に努めてまいりました。

停戦協議は進みつつあるものの、今後の状況は依然不透明であり、引き続き、業種や事業規模ごとに異なる影響を、現場に即して的確に把握してまいります。

次に、特別相談窓口についてですが、国や東京都、他区における先行事例も踏まえ、本区においても相談機能をもう一段強化する必要があるものと考えております。

具体的には、既存の経営相談窓口を基盤に、資金繰り、経営改善、価格転嫁、省エネ対策、補助金活用までを一体的に御相談いただける体制の構築に向け、関係団体との連携を含め、

適切に取り組んでまいります。

最後に、商工融資あっせん制度の強化についてですが、本制度につきましては、物価高騰の影響を踏まえ、令和８年度から融資限度額及び利子補給率を引き上げており、改正後の利用金額は前年同期比で約３割増加するなど、事業者の資金需要に一定程度お応えできているものと考えております。

今後は、利用状況を踏まえつつ、御提案のございました特別融資枠の設定、利子補給の上乗せ、信用保証料の補助、返済据置期間の延長など、緊急的な資金繰り支援策について、国や東京都の支援措置とも連動させながら検討を進めてまいります。

区内の中小・零細企業は、地域経済と区民の暮らしを支える不可欠な存在でございます。相談・実態把握・融資支援を一体的に進め、事業者が事業を継続し、地域経済を支え続けられるよう、きめ細かに取り組んでまいります。

議長／ゼロカーボン推進技監。

ゼロカーボン推進技監／米田議員の２０５０ゼロカーボンちよだに関する御質問にお答えいたします。

まず、木材利用につきましては、区として２０５０ゼロカーボンちよだの実現に向けた有効な手法の一つとして位置づけております。

区有施設におきましては、令和６年４月に施行した木材利用ガイドラインに基づき連携協定を結んだ自治体の木材活用を進めてまいります。

民間再開発における木材利用につきましても、その意義や効果の発信、事業者への情報提供等を通じて、取組の拡大を図ってまいります。

区では、嬬恋村や高山市等と連携協定を結び、森林整備や木材利用の促進等について森林環境譲与税を活用して実施しており、これをベースに、都市と森林の循環モデルの発展に取り組んでまいります。

次に、区の省エネルギー改修等助成制度についてですが、近年、件数・助成額ともに増加をしており、ＬＥＤ照明や空調を中心に、多くの区民・事業者の皆様に活用いただいております。

ＣＯ２排出量の削減に加え、光熱費の低減や環境意識の向上など、行動変容につながる効果も着実にあらわれているものと認識をしております。

今年度につきましては、こうした関心の高まりを背景に、当初の想定を大きく上回るペースで申請があり、事前相談を受けた案件ベースで予算額に到達する見込みとなったことから、６月２５日以降、新規受付を停止しているところでございます。

この状況は、区民・事業者の皆様の脱炭素に向けた前向きな取組の表れであり、今後も設備更新のタイミング等を踏まえ、引き続き高い需要が見込まれるものと受け止めております。区といたしましては、こうした機運を途切れさせることのないよう、当面は都の補助制度の

案内等も行いながら対応するとともに、審査体制の強化や受付状況の分かりやすい周知など、利用者目線に立った改善にも取り組んでまいります。

また、御指摘の追加財源の確保につきましては財政全体の状況や他施策との優先順位を踏まえつつ、制度効果の継続という観点から、必要な対応について速やかに検討してまいります。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／米田議員のアフォーダブル住宅に関する御質問に区長答弁を補足してお答えいたします。

まず、空き家の実態調査につきましては、水道の使用状況等の情報により、居住実態のないマンションの部屋を特定し、その所有者に対し、空き家となっている理由等のアンケート調査を行い、活用策の検討を行ってまいります。

次に、アフォーダブル住宅のモデル事業につきましては、例えば既存住宅のリノベーションやオフィスの住宅への用途変更によってアフォーダブル住宅を整備する際の工事費用に対し、助成を行ってまいります。

モデル事業における助成要件等の検討に当たりましては、サウンディングを実施し、実現（？）可能性の高い仕組みの構築を図るとともに、御提案いただきました内容も含めた幅広い見地から、今後に向けた柔軟性のある運用について検討してまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／米田議員の中東情勢と物価高騰を受けた区独自の追加支援策についての御質問にお答えいたします。

中東情勢の不安定化などに起因する物価の高騰については、長期化の懸念も指摘されており、区民生活や地域経済への影響を引き続き注視していく必要があると認識しております。本区におきましても、国や東京都の動向も踏まえながら、様々な手法を視野に、最も身近な基礎的自治体として、区民生活の状況に応じたより効果的な対策を行うよう努めてまいります。

議長／以上で各会派の代表質問を終わります。

議事の都合により休憩します。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

これより一般質問に入ります。

通告順に質問をお願いします。

初めに、19番小林たかや議員。

小林議員／令和8年第2回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党として一般質問をいたします。

まず、国勢調査と東京都偏在税制についてお伺いいたします。

令和7年国勢調査により、千代田区の人口構造及び昼夜間人口の実態が改めて明らかになります。

千代田区の夜間人口は約7万人、昼間の人口90万人を超える人々が活動し、日本の政治・経済・文化の中核機能を支えています。

この昼夜間人口の大きな乖離は、本区が担う行政需要の特性を端的に示しております。

本区には国会、中央省庁、最高裁判所をはじめ、国家機関や企業の本社が集積し、防災、交通、環境整備、まちづくりなど、通常の人口規模では測りしれない行政需要が日常、発生しております。

しかし、現行の財政制度は夜間人口を基礎としており、昼間人口や都市機能の集積に伴う負担を十分に反映しているとは言い難い状況にあります。

石原慎太郎都知事時代には、東京都と特別区が一体となって、税源偏在是正に強く問題提起を行い、首都東京の財源を守る制度的対応が講じられました。

そこには、東京が日本全体を支える経済・行政基盤であり、その活力を守ることが国全体の発展につながるという認識がありました。

しかし近年、地方法人課税の見直し等により、東京が生み出した税収の地方への移転は一層進み、首都、東京の財政基盤は徐々に弱体化しつつあります。

一方で、千代田区の行政需要は増大しております。

千代田区は、昼間人口90万を抱える首都中枢機能都市であります。

今回の国勢調査は本区の行政需要を示す重要な基礎データです。

この結果を統計資料として終わらせるのではなく、首都東京の実態を国へ示す根拠として活用すべきであります。

さらに、都議会でも超党派による偏在是正勉強会が開催され、地方税財源の在り方や東京の税源流出について議論が始まっております。

千代田区としても、東京都全体の動きと歩調を合わせ、首都の実態に即した財政制度の実現へ積極的に発信すべきであります。

そこでお伺いいたします。

これまでの税源偏在是正措置により、特別区全体及び千代田区にどの程度の財政影響が生じているのか、具体的な数値でお示してください。

また、昼間人口及び首都中枢機能が生み出す行政需要について、現行制度に十分反映されて

いると認識なのか、区長の見解をお伺いします。

さらに、人口規模だけでなく、昼間人口、都市機能の集積度、首都中枢機能を反映した新たな財政需要算定制度についてお伺いいたします。

区長は、特別区として国へ具体的な制度提案を行うべき時期に来ていると認識しているのか。

また、その提案に千代田区として主体的に参画する意思があるのか、お答えください。

あわせて、東京都及び特別区長会とどのように連携し、国へどのような働きを行っていくのか、お示しください。

また、今後、税源移転や制度変更に対し、千代田区としてどのような方針で臨み、首都東京の財政基盤を守り、次世代へ引き継いでいくのか、区長の明快な姿勢をお示しください。

次に、人生最終のインフラとしての火葬行政について質問いたします。

東京都議会第2回定例会において、小池知事は火葬料金の高騰や将来需要の増加を踏まえ、火葬事業の公共性を高める体制整備に取り組む考えを示しました。

さらに、公営施設整備や火葬能力の増強についても検討が進められております。

これは火葬行政を見直す重要な転換点であると認識しております。

火葬は誰もが人生の最期に利用する行政サービスであり、その安定性、その公平性は自治体の責任そのものであります。

私はこれを「人生最終のインフラ」と位置づけるべきであると考えます。

現在、東京23区の火葬場の多くは民間事業が運営しており、料金上昇や待機日数の長期化が課題となっております。

高齢化の進展に伴い、これらの問題はさらに深刻化すると考えております。

また、千代田区は火葬場を有しておらず、区民は区外施設に依存しております。

この構造(?)は、需給逼迫時や災害時に大きなリスクとなります。

そこでお伺いします。

区は、将来人口推計及び死亡者数の見通しを踏まえ、今後10年後、20年後の火葬需要をどの程度見込んでいるのか、具体的にお示しください。

また、火葬待機日数や料金の現状をどのように把握し、将来的なリスクをどのように分析しているのか、対応の方向性とあわせてお示しください。

次に、東京都の方針についてお伺いします。

火葬事業の公共性向上や公共施設整備について、区として担う役割と、東京都へどのような提案を行うのかをお示しください。

この課題は単なる施設整備ではなく、制度設計の問題であります。

清掃行政と同様に、23区全体で役割と負担を分担する広域的な仕組みへの転換が必要であります。

特に、千代田区は受益自治体であり、受益と負担の公平性の観点から、23区清掃一部事務組合のような、広域的な基金・負担制度の構築が不可欠であります。

そこで伺います。

区としてこのような広域的な費用負担制度について、東京都及び特別区に対し、具体的な制度提案を行う考えがあるのか、お答えください。

さらに、火葬能力の確保、料金の安定化、民間と公の役割分担、災害時対応、広域運営体制について、何を最優先課題と位置付け、区としてどの役割を主体的に担うのか、お示してください。

火葬行政は、区民の尊厳ある最期を向かえる基盤であり、まさに「人生の最終インフラ」であります。

東京都が動き出した今だからこそ、千代田区として主体的に関与し、制度づくりに参画すべき時期に来ていると考えます。

区長の見解をお伺いいたします。

最後に、和泉小学校・和泉公園一体整備に伴う公園閉鎖期間中における子供の遊び場確保及び地域防災機能の維持・強化について、区長並びに教育長にお伺いいたします。

現在、区では和泉小学校と和泉公園の一体整備の計画が進められております。

学校施設の老朽化への対応は必要であり、教育環境の向上にも重要な取組であると認識しております。

しかし、本計画では、和泉公園を先行して閉鎖し、その敷地に新校舎を建設することとなっております。

今回の質問に当たり、関係部署に対し、資料請求を行いました。

その結果、和泉公園は約4600立方メートルを有する和泉橋地区最大の公園であります。じゃぶじゃぶ池には年間6000人から9000人を超える利用者がおり、通学区域には約1000人の子供が居住しております。

整備スケジュールによれば、公園閉鎖から新公園供用開始まで約8年を要します。

これは単なる工事期間ではありません。

小学校に入学した子供が卒業するまで、公園を十分に利用できない状況が続く可能性があります。

この影響は極めて大きいと思います。

そこでまず区長にお伺いします。

区は、公園閉鎖期間中の子供の遊び場不足をどのように認識し、どのような対応を講じるつもりか、お示してください。

次に、代替機能についてお伺いいたします。

資料によれば、代替地とされる旧和泉町ポンプ所跡地は約380平米にとどまり、和泉公園の10分の1以下であります。

また、民有地の利用、活用は検討されていないことも確認されました。

和泉公園4607平米に対し、ポンプ所跡地は約380平米、面積比でも8%に過ぎません。この場所を否定するものではありません。これだけで和泉公園の代替とは考えられません。

また、将来的な利用方針が定まっていない土地への仮設整備は、費用対効果の面から見ても慎重であるべきと考えます。

ここで提案いたします。

現在、改修計画が進められている705平米の秋葉原公園を、和泉公園閉鎖期間中の中核的な代替公園として位置づけるべきではないでしょうか。

和泉公園は約4600平米、面積だけでは代替することはできません。

しかし、代替公園に求められているのは面積だけではなく、失われる機能をどう補完するかであります。

近年の猛暑を踏まえれば、秋葉原公園を親水公園として整備し、新たなじゃぶじゃぶ池を設置することで、子供の遊び場確保と遮熱対策を両立する有効な施策であります。

面積では及びませんが、親水機能により、地域機能が補完できると考えます。

区として、秋葉原公園を代替の中核公園と位置付け、親水機能を含めた再整備を行う考えがあるのか、お伺いいたします。

また、約380平米の岩本町馬の水飲広場についてもお伺いします。

この広場は、旧和泉町ポンプ跡地とほぼ同規模であり、立地条件に恵まれながらも、十分活用されてきたと言い難い状況にあります。

約380平米という限られた空間でも、利用時間や利用ルールを工夫し、フェンスを設置することで、ボール遊びやアーバンスポーツなど、多目的な利用が可能になると考えられます。さらに、秋葉原公園約705平米、旧ポンプ跡地380平米、岩本町馬の水飲広場380平米を合わせると、約1465平米となり、和泉公園の約3割に相当する空間が確保できます。1か所で代替することはできません。複数の公園や広場を合わせ、それぞれの特徴を生かして、機能分担を図ることが重要であります。

例えば、秋葉原公園は親水機能、旧和泉町ポンプ所跡地は子ども向け遊び場、岩本町馬の水飲広場はボール遊びやアーバンスポーツを担うことで、地域の遊び場環境を維持できると考えます。

約8年間を考えれば、このような複数施設を組み合わせた対応は現実的であり、有効な方策ではないでしょうか。

区として、そのような活用を検討する考えはあるのかお示してください。

さらに、この問題は単年度ではなく、和泉橋地域の全体の将来像として捉えるべきであります。

和泉公園閉鎖前に秋葉原公園を親水公園として整備し、地域の広場機能を見直すことで、公園機能低下の影響は一定的に緩和できます。

だからこそ今、和泉橋地区の全体の公園・広場機能を再編し、遊び場ネットワークとして再構築すべきであります。

区として、公園・広場機能の再編についてどのような方針を持っているのかお示してください。次に、教育長にお伺いいたします。

和泉小学校の建て替えは、教育環境の向上を目的とするものであります。

しかし、その一方で、子供たちの遊び場環境は、長期間、制約を受けます。

教育は教室だけで完結するものではありません。

放課後や休日を含む生活全体の中で育まれるものであります。

教育委員会として、この環境変化をどのように認識し、教育環境の向上と遊び場環境の確保をどのように両立していくのか、具体的方策を含め、教育長の御見解をお願いいたします。

最後に、防災機能についてお伺いします。

和泉公園と和泉小学校は、三井記念病院をはじめとする地域医療機関と連携し、和泉橋地域の防災拠点として重要な役割を担っています。

また、和泉公園は防災訓練や応急活動、救護活動、医療支援活動を支える重要な空間となっています。

まずここで区長にお伺いします。

和泉小学校、和泉公園及び三井記念病院が担う地域防災及び地域医療連携機能について、区はどのように認識しているのか。

また、学校建て替え期間中でも、これらの機能を維持していく考えがあるのかお示しいたください。

次にお伺いします。

和泉公園閉鎖期間中、防災機能をどのように代替し、地域防災力を維持していくのかお示しいたください。

また、三井記念病院との災害医療連携についても、閉鎖期間中、どのような体制を構築し、維持していくのか、併せてお示しいたください。

葛飾区、北区、中央区の先行事例です。

学校整備を実現した一方、代替公園不足や防災機能の低下、利用者集中による混雑などの課題が生じております。

千代田区は後発であります。

だからこそ、先行事例から学び、その轍を踏まない工夫が求められます。

さらに、千代田区は先行事例の課題を解決するモデルケースとなつてほしいと思います。見解をお伺いします。

私は学校建て替えの必要性を十分理解し、成功することを期待しております。

だからこそ、学校施設だけを新しくするのではなく、子供の遊び場はより充実し、防災機能はより強化され、地域医療との連携はさらに深まる事業としていただきたいと思います。

区長並びに教育長、関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／小林議員の和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園の一体整備に関

する御質問のうち、和泉公園閉鎖期間中の遊び場対応及び教育環境の向上と遊び場確保の両立についてお答えいたします。

本事業につきましては、施設の老朽化や規模等で課題を抱える和泉小学校やこども園等について、児童・園児の負担軽減を図る観点から、現敷地建て替えではなく、隣接する公園敷地への移転建て替えに向けて、鋭意取り組んでいるところです。

一方、和泉公園は地域の皆様に親しまれ、子供たちにとっても大切な遊び場であることから、工事期間中もその機能を維持していきたいと考えております。

工事期間中は、旧和泉町ポンプ所跡地を活用するほか、周辺の公園等も活用しながら、公園、遊具等の機能を補い、子供たちが安心して遊べる環境を地域全体で確保してまいります。

議長／地域保健担当部長。

地域保健担当部長／小林議員の地域防災及び地域医療連携機能に関する御質問にお答えいたします。

三井記念病院は、高度な医療機能を持つ災害拠点病院として、区の地域医療において重要な役割を担っていると認識しています。

災害時には三井記念病院の門前に、区が緊急医療救護所を開設し、医師会等の協力を得て医療救護活動に当たることとしているところです。

和泉小学校建て替えと和泉公園の一体的整備の中で、一時的に公園が使用できなくなる期間においても、災害時の医療救護活動への支障が出ないよう、病院敷地を活用した合同医療救護訓練を実施するなど、準備を進めてまいります。

今後も引き続き、災害医療連携会議等において協議を重ねながら、災害医療体制の強化に努めてまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／小林議員の和泉公園閉鎖期間中の公園・広場機能に関する御質問にお答えいたします。

初めに、秋葉原公園の再整備についてでございます。

秋葉原公園は和泉橋地区にあり、和泉公園からもそれほど離れた場所ではないことから、和泉公園の機能を補完・代替する役割も担えるものと認識しております。

このため、現在、「子どもたちも安全・快適に過ごせる公園」をコンセプトに、地域の皆様方の御意見をお伺いしているところでございます。

したがって、今後、親水機能の整備も含めまして改修の検討を進めてまいります。

次に、岩本町馬の水飲広場の活用を含めた複数施設の組み合わせによる対応と、公園・広場機能の再編についてでございます。

和泉小学校の建て替えに伴う和泉公園閉鎖期間が長期にわたる一方、限られた公共空間という本区の制約を考えると、複数の公園や広場を代替的に考えることこそが現実的であり、地域の皆様方にとって有効な方策であると認識しております。

御指摘の岩本町馬の水飲広場につきましても、地元地域の皆様方の御意見を丁寧にお伺いしつつ、公園、広場機能の新たな活用について検討を進めてまいります。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小林議員の国勢調査と東京都偏在税制についての御質問にお答えいたします。

初めに、これまでの税源偏在是正措置による財政影響についてですが、法人住民税の一部国税化や地方消費税清算基準の見直し、ふるさと納税制度など一連の制度改正により、特別区全体では、令和7年度単年度で約3600億円の減収、平成27年度以降の累計では、約2兆3000億円の減収となっています。

なお、ふるさと納税制度による、本区の令和7年度の特別区民税の流出額は、約22億円と過去最大規模となっています。

次に、昼間人口及び首都中枢機能に伴う行政需要の認識についてですが、首都中枢機能を有し、全国でも類を見ない昼夜間人口比率の本区をはじめ、特別区においては、通勤・通学、観光客等による昼間人口の増加に加え、首都機能の維持に必要な防災・都市インフラ整備等の負担が集中している状況です。

しかしながら、現行の地方財政制度は、主として住民基本台帳人口を基礎としていることから、こうした都市特有の行政需要が十分に反映されているとは言い難いものと認識しております。

昼間人口及び首都中枢機能を反映した新たな財政需要算定制度につきましては、現在、特別区長会による税制改正要望や「国と東京都による協議会」など、複層的な働きかけが進められております。

本区といたしましても、特別区全体の議論の中で、主体的に参画し、特別区長会における共同要望や都区協議会等での論点整理等を通じて、東京都及び特別区で緊密に連携しながら、首都の実態に即した制度見直しを国に求めてまいります。

今後、税源移譲や制度改正が進む中におきましても、本区は、首都機能を支える財政基盤の確保に努め、基礎的行政サービスの安定的な提供と、災害対応・都市インフラの維持等を堅持してまいります。

次に、火葬行政についての御質問にお答えいたします。

まず、火葬需要の見通しについてですが、東京都の調査によれば、死亡者数は今後も増加し続けると見込まれ、火葬の需給予測においても、現在の火葬能力を前提とした場合、2035年頃には需要が供給を上回る可能性があり、火葬待機日数についても、さらに長期化する

おそれが指摘されております。

次に、特別区内の火葬場9か所のうち7か所を民間事業者が担っていることに加え、都内民営火葬場における火葬料金は8万円以上の施設が約7割を占めている状況にあります。

こうした状況を踏まえ、区民葬儀利用者の負担軽減を図るため、23区共通の助成制度が令和8年4月から開始されております。

また、東京都においては、火葬場に係る検討会を設置し、火葬能力の確保や火葬場における経営管理の在り方等について検討が進められております。

火葬行政は広域的な視点で進められるべきものと考えられるところ、区内に火葬場を有していないことから、本区がどういった方針で臨んでいくかは、難しい問題であると認識しています。

引き続き、東京都等における議論を注視しつつ、国に対しては、火葬場の公共性の確保に向けた要望を、特別区長会を通じて行ってまいります。

議長／災害対策・危機管理担当部長。

災害対策・危機管理担当部長／小林議員の和泉小学校・和泉公園一体整備における防災機能に関する御質問にお答えいたします。

和泉小学校、和泉公園及び三井記念病院は、避難所及び医療救護所、医療応急活動スペース、さらには中核医療機関として、発災後の応急活動、救護活動、医療支援などを支える基盤であり、和泉橋地域における重要な防災拠点であると認識しております。

学校建て替え及び公園が使えない期間におきましても、これらの機能の低下を招くことのないよう、三井記念病院への動線の確保や校庭の有効利用、関係機関に対する周知の徹底などにより、必要な防災機能の維持・確保に努めてまいります。

議長／小林議員。

小林議員／議長、19番小林たかや、自席より質問します。

今もありましたけれども、三井記念病院と共同で行っている防災訓練と、その他の訓練を補完するというんですけど、物理的に場所がない、導線がなくなるんですね。

その導線の代替をどうするのかというところを聞いているので、導線とか訓練をどうするのか、物理的にないものをどうするかと聞いていますので、もう一度お答えください。

あと、公園、広場の機能見直しについて、秋葉原公園、アンケートを採っているとおっしゃっていますが、アンケートが広範ではございません。

お答えください。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／小林たかや議員の再質問にお答え申し上げます。

和泉公園閉鎖期間中の公園広場機能に関する再質問ということで、秋葉原公園の再整備について、現在、アンケートを採っているということに対しまして、アンケートが万全ではないという御指摘かと受け止めております。

アンケートは、今後の整備に当たりまして、最初に地域の皆様方のお声、御意見をお伺いする一つの手段であると、私どもも認識しております。

議長／災害対策・危機管理担当部長。

災害対策・危機管理担当部長／再質問にお答えいたします。

導線の代替の確保についてでございますが、訓練の場所については、学校内の代替施設、グラウンドであったり、あるいは三井記念病院の敷地等で実施をできると思っておりますので、今後、工事の進展も踏まえながら、しっかりと代替できる訓練の場所、こういったものについて検討してまいります。

議長／次に、10番池田とものり議員。

池田議員／令和8年第2回定例会に当たり、千代田区議会自由民主党の一員として、一般質問をいたします。

初めに、公衆トイレの整備について伺います。

平成16年、2004年に検討協議会により、公衆トイレのあり方についての提言が出されました。

私は平成28年第4回定例会及び平成30年第1回定例会において、一般質問で公衆トイレの整備について取り上げましたが、提言から二十数年が経過した今般、今一度確認をさせていただきます。

誰もが一日に何度も行く場所であり、生きていく上で欠くことのできない重要な空間であるトイレ、そのため常に清潔で快適に利用したい場所であることは、誰もが共通していることです。

家庭のトイレに限らず、公共な場所に設置された公衆トイレも、その維持管理に気を配らなければなりません。

提言書の中で区内に適正配置された公園トイレを含めた公衆トイレは、1日2回の清掃業務が行われます。

時間帯は偏ることもありますが、日々の業務には感謝を申し上げます。

とはいえ、2回目の清掃業務から翌日の清掃業務までの間に、より多くの利用者があった時や各種イベントが行われる周辺の公衆トイレ、例えば、多くの来場者でにぎわう岩本町・東

神田で開催されるファミリーバザールの会場周辺には臨時トイレが設置されるなど、公衆トイレは通常よりも多くの方が利用していると予想されます。

区内を巡回して清掃する時間を調整したりしているのでしょうか。

そこで質問いたします。

公園・公衆トイレの清掃業務について、また適正配置された公衆トイレの現状の認識と課題についてお答えください。

公衆トイレの適正配置後、設備等の老朽化への対応もあり、また2020東京五輪に向けた公衆トイレのリフレッシュ事業が実施されました。

パンデミックにより五輪開催は1年延期され、来街者のにぎわいもない中、3年かけて全ての公衆トイレの改修工事は終了いたしました。

現在では観光客も増え、にぎわいはあるものの、トイレ事情が異なるインバウンド向けの対応は整備されているのでしょうか。

また、設備品の経年劣化による改修の見極めはどうでしょうか。

安全で安心な空間を維持管理することが求められます。

そこで質問いたします。

リフレッシュ工事後の公衆トイレの維持管理、また、インバウンド向けの設備等、現在の利用状況と整備状況をお答えください。

都心千代田にマッチし、誰でも快適に利用できる「安全で明るく清潔なトイレ」の整備モデルとして、秋葉原駅東側駅前広場内に有料公衆トイレが建設されて20年がたちます。

この有料トイレは、有人案内式で、利用料金は1人100円、障害者および小学生以下は無料です。

トイレのほかに秋葉原駅前という立地条件を活かし、パンフレット等を配置した地域案内の情報コーナーを併設している施設と、区のホームページでは紹介されています。

愛称名の募集に全国から約350件の応募があり、「オアシス@akiba」に決定いたしました。

都内自治体が設置する初めての有料トイレとして、ハイグレードな仕様と係員常駐により誰もが快適に利用できる質の高いサービスを目標としています。

周辺の新設された商業施設や駅中のトイレが充実していく中で、本区が目指している清潔な公衆トイレの整備モデルの現状はいかがでしょうか。

何度か訪れましたが、正面にあるバリアフリートイレが使用できないとの表示があったり、また、秋葉原を訪れる人たちにタウン情報を提供する情報コーナーには運営事業者の物置となり、インフォメーション機能が全く活かされていませんでした。

併設されている喫煙スペースには絶えず列が続いているのに比べ、有料トイレの利用者は数える程度でした。

業務委託している維持管理費用も大変気になりますが、さらなる機能更新が必要だと考えます。

そこで質問いたします。

有料公衆トイレの利用状況について、現状の認識と課題について見解をお答えください。

次に、誰でもトイレの設備について伺います。

区内の公園・公衆トイレに整備されている誰でもトイレには、車椅子使用者対応はもちろんのこと、おむつ替えシート、ベビーチェア、オストメイト対応など、誰もが安心して安全に利用できる多機能トイレであるのは御承知のとおりです。

区内の公共施設を網羅するバリアフリーマップでも、詳細な情報を定期的に更新して掲載されています。

そんな中、乳幼児から大人まで使用可能な大型ベッド、いわゆる介助用ベッドが設置されている箇所が不足しています。

乳幼児用シートでは対応できない年齢の障害児や高齢者に加えて、医療ケアが必要な方が使用するユニバーサルシートは、バリアフリーマップに掲載されているトイレの77か所のうち、僅か20か所にしか設置されていません。

本庁舎の1階と10階には設置されていますが、その半数近くは区内の商業施設や駅構内で、区の施設に設置が少ないのが目に留まります。

乳幼児の子育て中の親子にとっては恵まれた環境整備が進んでいますが、外出先での衣類の脱ぎ着や、カテーテル等の医療的ケアの台として活用されるほか、車椅子使用者のお年寄りのおむつ替え、大人の排出介助等、介助ベッドが必要な区民の方が多くいることを認識していただきたいです。

例えば、昨今では区民体育大会に誰でも参加しやすくなるよう配慮工夫がされてきていますが、外濠公園総合グラウンドの管理棟内の公衆トイレには、介助用ベッドが設置されていません。

テント内での救護室では事足りない方がデリケートな空間を求めています。

設置可能なスペースがあるか、現状の公衆トイレの調査から始めてみてはいかがでしょうか。

そこで質問いたします。

区内の公衆トイレに介助用ベッド設置の整備を求めますが、区の見解をお答えください。

続いて、世代間交流の醸成について伺います。

本区では子育て支援、高齢者の社会参加、地域コミュニティの形成など、誰もが安心して暮らし、世代を超えてつながることのできる地域づくりが重要な課題となっています。

特に近年は子供たちが家庭や学校以外の地域の大人と関わる機会、高齢者が社会とのつながりを持ち続ける機会、子育て世代が地域の中で安心して子供を育てられる環境づくりが求められています。

こうした中で、世代や立場を超えて自然に交流できる場をどのようにつくるかは、自治体にとって大きな課題の一つであり、その有効なツールとして近年あらためて注目されているのが健康麻雀です。

そこで、本区が健康麻雀を多世代間交流のツールとして活用することを御提案いたします。麻雀は子供から高齢者まで、同じルールの下で楽しむことができる頭脳スポーツです。

牌を読み、相手の動きを考え、順番を守り、会話をしながら同じ卓を囲むことで、自然なコミュニケーションが生まれます。

子供たちにとっては、思考力、集中力、判断力、礼儀、コミュニケーション力を育む機会となり、高齢者にとっては、頭を使い、人と会話をし、若い世代と関わることで、社会参加や生きがいがづくりにつながります。

さらに親子で参加できる形にすることで、子育て世代にとっても地域との接点を持つきっかけになります。

今年の3月には井出洋介プロの指導の下、ファミリー向けのマージャン体験会が開催され、抽選になるほどの申込みもあり、親子やお孫さんとの参加者で盛り上がっていました。

また、昨年度の東京都スポーツ推進委員広域地区別研修会の第一ブロックでは、千代田区が当番区として「しょうがいスポーツにおける新たなスポーツの可能性について」をテーマとして「健康マージャン」が取り上げられました。

NPO法人健康麻雀全国会の講演・指導の下、4区合わせて約100名の出席者で、初心者向けの体験から実戦形式まで終始笑顔と会話が絶えない研修会となり、東京都スポーツ推進委員協議会会長も、新しい頭脳スポーツとして高評価をいただきました。

これを機に港区では大会実施に向け、計画が進んでいるようです。

本区ではすでに60歳以上を対象とした健康マージャン大会が実施されておりますが、私が提案するものは、子供、若者、子育て世代、高齢者が同じ場に集い、麻雀を通じて交流する「多世代交流事業」として位置づけるものです。

麻雀は、勝敗だけを目的とするものではなく、人と人が向き合い、会話を交わしながら時間を共有できる文化的な交流ツールです。

賭けない、飲まない、吸わない健全な麻雀を前提とすれば、子供の健全育成、子育て支援、高齢者の社会参加、地域共生、コミュニティづくりに資する新しい取組として展開することができます。

その導入の第一歩として、来年、東京で開催される国民文化祭を活用することも、有効な方法の一つであると考えます。

国民文化祭は、毎年、都道府県持ち回りで開催されている全国的な文化の祭典です。

芸術、伝統文化、生活文化など、様々な分野の文化活動が発表される場であり、その中で健康マージャン大会も実施されています。

近年、国民文化祭における健康マージャン大会は、単なる競技大会にとどまらず、全国から参加者が集い、開催地の文化に触れながら交流する場として注目をされています。

昨年、長崎大会では、9歳の参加者と95歳の参加者が同じ会場で牌を交えるなど、麻雀が世代を超えた交流を生み出す象徴的な場面も見られました。

会場では山東昭子元参議院議長も参戦されていました。

来年の国民文化祭が東京で開催される機会に、千代田区で多世代間交流をテーマとした麻雀大会を実施することができれば、区民や関係団体に対して、麻雀が地域交流、子育て支援、高齢者の社会参加に活用できることを知っていただく大きなきっかけになります。

また、本区では、政治、文化、教育、ビジネスが集積する日本の中心地であり、秋葉原というエンターテインメントとしても世界的な地域を有しております。

こうした本区ならではの強みを生かし、国民文化祭を契機として多世代交流麻雀大会を開催することは、区の新しい地域交流モデルを全国に発信する機会にもなります。

また、児童館、区民施設、高齢者施設、地域交流拠点などと連携し、子供と高齢者、親子、学生、地域住民が継続的に交流できる場として展開することで、千代田区における本格的な多世代交流事業へと発展させていけるのではないのでしょうか。

既に一部の自治体では、多世代間交流麻雀大会を開催し、健康麻雀を多世代間交流の場づくりに活用する取組が始まっています。

渋谷区では、普段はなかなか一緒に活動する機会のない子供たちと高齢者が同じ卓を囲むことで、自然に会話が生まれ、年齢を超えた交流が促進されるなど、地域の新しいつながりづくりとして高い評価を得ているようです。

また、プロ雀士との対戦も貴重な体験となり、注目され、2年目からは本格的に予算がつけられ、取組を進めていることもあり、200名の大会に450名もの応募があったそうです。60歳以上を対象としたねりんピックの2年後の開催地は東京都、種目の一つ、健康マージャンの会場は多世代間交流健康マージャン大会を先攻して実施している渋谷区です。

千代田区でも、例えば区役所10階を利用した健康マージャン大会の開催を、関係者の皆さんは期待をしております。

そこで質問いたします。

子育て支援、地域共生、高齢者の社会参加、コミュニティづくりに資する新しい取組として、多世代間交流の健康麻雀大会の開催を提案いたしますが、区長の見解をお答えください。

以上、これまでの、そして、これからの世代をつなぐため、公衆トイレの整備について、多世代間交流の醸成について伺いました。

区長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／池田議員の御質問のうち、世代間交流の醸成に資する健康マージャン大会開催に関する御質問にお答えいたします。

健康麻雀については、社会福祉協議会において「健康マージャン交流祭」や「多世代ウェルネスマージャン体験会」等が実施されているほか、富士見スポーツ・文化クラブでも多くの参加者に楽しんでいただいております。

御提案の健康マージャン大会につきましては、世代間交流やコミュニティづくりにつながるものの、会場や運営体制の整備、関係団体との調整など様々な課題があるため、今後、関係団体の状況や他自治体の事例等を調査・研究してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／池田議員の公衆トイレの整備に関する御質問にお答え申し上げます。まず、公園・公衆トイレの清掃業務やインバウンド向け設備の現状についてでございます。現在、区が管理をしております公園・公衆トイレにつきましては、便器や洗面台、床面等、原則１日２回の清掃と、トイレットペーパー等消耗品の補充を行っております。

一方、様々な方々による御利用の仕方も相まって、常に清潔で気持ちよくお使いいただける状態を維持していく困難さも感じているところでございます。

したがって、今後、清掃業務の内容や頻度、あるいは設備面の改修も含めた維持管理手法の見直し作業に着手してまいりますとともに、インバウンド、外国からの来街者が適切に御利用いただけるための御案内方法につきましても工夫をしてまいります。

次に、有料公衆トイレ「オアシス@akiba」の現状と課題についてでございます。

都心千代田区にふさわしい清潔で快適なトイレのモデルとして、有人案内や情報提供機能、そして公衆喫煙所を備えた施設として、平成１８年１０月に開設し、近年では年間６万人前後の方に御利用いただいております。

一方、開設から２０年が経過する中、情報入手のための主な手段につきましても、チラシ等、紙媒体からスマートフォンなどへと社会状況は大きく変化しております。

したがって、今後、委託業者と連携しながら、観光案内やバリアフリー機能も含めました施設の在り方、あるいは機能更新につきまして検討をしてまいります。

最後に、介助用ベッドの設置についてでございます。

介助用ベッドにつきましては、介助を必要とされる方の外出時の安心を支える重要な設備であると認識しております。

一方、公園トイレ、公衆トイレにおけるバリアフリートイレの利用実態やスペース上の制約は考慮をしなければならないと考えております。

したがって、今後、スペースや構造、利用状況、そして周辺施設との役割分担など、御指摘を踏まえまして、既存トイレの調査から始めてまいります。

議長／次に、１４番白川司議員。

白川議員／千代田区議会自由民主党議員団の一員として、一般質問を行います。

テーマは２つです。

１つは、いわゆる平和教育について、もう１つは公共事業の効率性についてです。

私は2023年7月24日から3泊4日で、沖縄と鹿児島への千代田区平和使節団に同行いたしました。

沖縄・鹿児島での体験は、戦争の悲惨さをリアルに知ることができる、誠に貴重なものでした。

その一方で、沖縄ツアーにおける案内や説明が特定の政治的立場に偏っていることに強い違和感を覚えました。

2023年9月22日の区議会定例会における一般質問で、私はその問題点を具体的に指摘し、改善を求めました。

その後、事前学習などの機会が設けられ、沖縄戦や原爆投下の時期のみを扱うのではなく、戦争全体の流れを踏まえて、訪問地の意味を学ぶ内容へと改善が図られたと承知しています。

速やかに対策を講じていただいた区長並びに担当所轄の皆様には、まず感謝を申し上げます。

第二次世界大戦は、1939年9月1日のドイツによるポーランド侵攻から、1945年9月2日の日本による降伏文書調印までの6年間に及びました。

1941年12月8日の真珠湾攻撃からでも約4年間です。

ところが、いわゆる平和教育は、米軍による日本本土への攻撃が本格化した終盤の1、2年に偏りがちです。

戦争の全容を知らずに個々の悲劇のみを学ぶことは、視野の狭い理解にとどまる危険性があります。

今回の改善は、子どもたちにより正確な歴史認識を与えるという観点から、高く評価するものです。

さて、この問題を改めて取り上げることにしたのは、本年、沖縄での平和学習の最中に発生した船舶転覆事故をきっかけに、より根本的な次元からこの問題を考え直す必要を感じたからです。

3月16日に沖縄県名護市辺野古沖で発生した、民間船2隻の転覆によって痛ましい死亡事故が起きました。

同志社国際高校の2年生生徒と、抗議船の船長のお二人の尊い命が失われました。

特に、高校生の御遺族によるnoteでの発信には胸を抉られるような悲痛な思いがいたします。

ここでは問いたいのは、事故原因ではなく、あくまで学校や区が進める「平和教育」の在り方です。

私は、辺野古をかなり以前より取材で訪れております。

現地で実際に話を聞くと、基地移転についての住民の考え方は、基本的には移転を容認する意見でまとまっている印象を受けました。

反対派の行動が日常生活の邪魔になっているというお話も伺いました。

ところが、そういった声は長年、報道にほとんど反映されておりません。

移設に反対する声のみが一方的に発信され続け、現地の実態とはかけ離れた情報環境が形成されてきました。

今回の事故の遠因の一つに、こうした偏った情報の蓄積と、それを是正してこなかった社会的構造があると考えます。

この構図は辺野古に限ったことではなく、現在の平和教育全体に通底(?)する課題です。

戦後、日本の平和教育は、「戦争は悪で、平和が善である」「核兵器は廃絶すべき」という命題を、批評すら許されない絶対的な出発点として組み立てられてきました。

その精神は尊重すべきですが、問題は国際環境が変化し、現実と大きく乖離していることです。

冷戦期には代理戦争や地域紛争は多発しましたが、米ソの相互抑止の下、大国間の直接戦争や核兵器の使用は回避されてきました。

ところが冷戦終結後、その均衡は崩れつつあります。

ウクライナ戦争では、ロシアが核兵器使用を示唆して国際社会を恫喝し、北朝鮮は核開発やミサイル開発を着々と進めております。

戦略核が中心だった冷戦時代と異なり、戦術核の拡散により、核はかつてよりはるかに身近な脅威となってまいりました。

広島や長崎の悲劇が繰り返される危険性は、私たちの祈りとは無関係に、むしろ高まっています。

このような現実の国際安全保障と、戦後平和主義に基づく平和教育との間には、今や著しいギャップが生じています。

核廃絶が究極の目標であることは論を待ちませんが、「いかにして戦争を防ぐか」を考える上では、核抑止という考え方は重要テーマの一つです。

教育の本来の役割は、一部の大人が用意した一つの結論を植えつけることではなく、客観的な情報と多様な視点を与え、子供たち一人一人が自ら考え、判断する力を育てることにあります。

学習指導要領も、社会的事象を多面的・多角的に考察する力の育成を求めています。

一方の立場の主張のみを学ばされるのではなく、対立する両論を知ることが不可欠です。

言論の自由を重んじる日本の教育において、イデオロギーは極力排除すべきであり、平和教育もその例外であってはなりません。

そこで、3点お伺いします。

第一に、平和教育において、核抑止を含む現実の安全保障環境や対立する複数の見解を教材として扱い、多面的・多角的に考察する力を育成することについて、どのようにお考えでしょうか。

第二に、平和使節団の事前学習及び現地での案内・説明について、政治的中立性をどのように担保していくか、具体的にお示しください。

第三に、小中学校の修学旅行などにおける平和教育の現状をどのように分析し、辺野古転覆事故を受けて、今後、実態調査などを検討しておられるでしょうか。

私は、平和教育の在り方を、名称も含めて根本的に見直す時期に来ていると考えます。

真の平和教育とは、恒久平和の実現という、これまで人類が実現し得なかった、答えのない理想と格闘するための場であるべきです。

ここでは、大人も子供も同じように葛藤すべきです。

決して、一つの予断を子供にすり込むことなどではあってはなりません。

本会派からは、永田壮一議員が今夏の沖縄への平和使節団に同行する予定です。

その結果も踏まえ、今後の平和教育の在り方について、さらなる提案を行う所存です。

行政におかれましても、引き続き真摯な御検討をお願いいたします。

次に、千代田区の公共事業における効率性、特に決定と実行の在り方について質問いたします。

千代田区は、皇居を中心に大手町・丸の内・有楽町・神田・秋葉原などの国際的なビジネス・文化拠点を擁し、日本の政治・経済・文化の中枢を担う特殊な自治体です。

そのポテンシャルは他区の追随を許さず、再開発などの公共事業によって生まれる付加価値も際立っています。

ところが、本区の公共事業は、意思決定から着工・完成に至るまでに滞りが多発しています。これは区民の資産を生かし切れないという点に立脚して、率直に問題提起いたします。

先般、五十通りバリアフリー歩行空間整備事業の入札が不調に終わった件について、私なりに取材したところ、あるデベロッパーの方から「神田警察通り工事の遅延のことは業界で広く知られており、しばらくは積極的に応札する業者はかなり少ないのではないか」という本音を伺いました。

近年の人件費・資材の高騰により、工事コストは年々増大しています。

着工が1年遅れれば、その分だけ確実にコストが上乗せされます。

「千代田区だから入札しない」という業者が実際に存在するのであれば、入札の在り方自体を再検討する必要があると考えます。

もう一つの問題は、決定や着手のスピードです。

実行に至るまでの一連のプロセスを改善しなければ、今後さらに無駄な支出が膨らんでいきます。

承認ルートが過度に複雑であったり、複数部署の調整に時間を要したりする点は、改善の余地が大きいと考えます。

ここで、意思決定の問題を別の角度から照らす、一つの歴史的文書を御紹介させてください。

1944年、アメリカのCIAの前身組織である戦略諜報局OSSが、ナチス・ドイツ占領下のヨーロッパで活動する市民協力者に向けて、1冊の極秘マニュアルを制作しました。

名称は「Simple Sabotage Field Manual」、邦訳すれば「簡易破壊工作マニュアル」です。

2008年にCIAによって機密解除され、現在は誰でも閲覧することができます。

本マニュアルのセクション11「組織と生産への全般的な妨害」には、組織を内部から機能不全に陥らせるための戦術が具体的に列挙されています。

幾つか抜粋します。

「あらゆる事項を正規の手続きを通じて処理することを主張し、近道を決して許さない」

「できるだけ頻繁に、長々と演説をする」「あらゆる事項を委員会に付託し、さらなる検討を求める」「委員会ではできるだけ大人数にする」「できるだけ頻繁に無関係な問題を持ち出す」「文書・議事録・決議の文言の細部にこだわる」「前回決定した事項を蒸し返し、その妥当性を再検討しようとする」「『慎重に』と訴え、拙速を戒める」、さらに、管理者・監督者向けの妨害戦術として、「書面による命令を要求する」「命令を誤解したふりをして際限なく質問する」「重要度の低い仕事を先に処理させる」「手続きと承認ルートを複雑化し、1人で済む承認に3人を必要とさせる」といった項目も明記されています。

これは、80年前に敵国の組織を崩壊させるために作られた戦略文書ですが、現代の組織の意思決定にも通用するものです。

念のため申し上げますが、これは特定の人、事案を指すものではありません。

決定プロセスと実行プロセスの両面で、あらゆる組織が善意のままに陥り得る構造的罠として、紹介するものです。

また、こうした行動は全否定すべきだとも考えません。

議論は異論を戦わせる場であり、民主主義の根幹です。

少数意見を保護する仕組みも不可欠です。

ただし、議論と妨害は本質的に異なります。

前者は結論を目指しますが、後者は結論に至らせないことが目的です。

民主主義の手続を悪用して結論に至ることを邪魔することは議論における純然たる「破壊活動」であり、民主主義の敵です。

この区別は、有権者である区民の目には明らかであると信じます。

意図的であるか否かを問わず、こうした言動が結果として再開発など公共事業の重要案件の進捗を妨げているとすれば、それは区民の大きな損失です。

そこで、4点伺います。

第1に、工事の着工・完成が1年遅れた場合、現時点でどの程度のコスト増が見込まれるか、区としての試算をお示してください。

第2に、入札の不調・不落など、工事の遅れによる無駄を防ぐために、実勢価格の的確な反映や発注方式の工夫、指名競争入札・随意契約の積極的な活用を含め、入札制度を一過性の停滞ではなく構造的問題として見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第3に、区内で現在進行中、または計画段階にある主要な公共事業について、意思決定の遅延が生じている場合、その主な要因をどのように分析しているでしょうか。

第4に、本マニュアルを踏まえて、今後、議論や審議を効率化に進めるための対策を立てて

おられるでしょうか。

血税を無駄にしないために、今最も必要なのは、効率よく議論し、一旦決断したら速やかに着手することです。

行政におかれましても、「速やかに決断し、速やかに実現する文化」を育てていくことが求められていると信じます。

区長、教育長並びに関係理事者の明快な答弁を求め、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／教育担当部長。

教育担当部長／白川議員の平和教育についての御質問にお答えいたします。

区立学校では、日本と世界の歴史や文化、我が国を取り巻く国際情勢や安全保障などについて、異なる立場の見解などを掲載している国の検定済教科書を使用し、児童・生徒が多様な立場・価値・関係性といった知識などを習得できるよう指導しております。

さらに、習得した知識を基に、児童・生徒自らが課題を見出し、多様な情報を収集しながら、主体的に考え、判断して探究的に解決するといった学びを推進しているところです。

このような学習過程を通じて育成される多面的・多角的に考察する力は重要であると認識しており、今後も引き続き育成に努めてまいります。

次に、修学旅行など校外学習における平和教育についてですが、区立学校では、教育委員会が受理している教育課程に基づいて教育活動を実施しており、校外学習についても実施時期や場所、活動内容や活動のねらいなどについて、各校からの事前の届出と教育委員会による実施許可の判断を必須としております。

今回の辺野古での事故を受け、文部科学省から、改めて、公正かつ中立な立場から適切に教育活動を実施する旨の通知が発出されております。

教育委員会としましては、引き続き、校外学習などの実施内容を事前に確認し、指導計画に基づいた、公正かつ中立な立場からの適切な教育活動の実施に努めてまいります。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／白川議員の平和使節団に関する御質問にお答えいたします。

平和使節団は、区民等が過去の戦争の実相に触れ、平和の尊さを実感することで世界の恒久平和の確立に向けて行動するきっかけとするために行っている事業でございます。

事業実施にあたっては子ども部の意見も踏まえ、特定の立場に偏ることなく、複数の資料等に基づいて考察し、主体的に判断する力を育成するという学習指導要領の趣旨に沿うよう注力しております。

事前学習では、客観的な歴史的事実の情報提供やグループワークを通じて参加者同士で意

見交換を行っております。

派遣先では平和記念式典への参加や資料館の見学等とともに、地元自治体の学生等と交流してお互いの意見を発表し合い、それぞれが主体的に考えを深めることができるよう取り組んでおります。

今後も子ども部からの支援を得ながら、参加者が派遣先での様々な体験を通して平和のために行動するきっかけとなるよう、多面的・多角的な視点からの理解と特定の見解に偏らない中立性に配慮して事業を実施してまいります。

議長／環境まちづくり部長。

環境まちづくり部長／白川議員の公共事業における決定と実行のあり方に関する御質問にお答え申し上げます。

まず、工事の遅れによるコスト増についてでございます。

工事の着工または完成が1年遅れた場合のコスト増につきましては、工事内容、規模、発注時期、あるいは資材価格や労務単価など、それぞれ条件が異なりますが、例えばコンクリートやアスファルトといった建設資材の価格を1年前と比較いたしますと約16%から30%の増、労務単価では約4.5%の増となっており、事業の遅延が結果として事業費の増加につながり得るものと認識しております。

次に、公共工事における意思決定の遅延要因と議論、審議の効率化対策についてでございます。

現在、道路整備をはじめとする公共事業は、資材価格や労務単価の上昇、技術者・技能労働者の不足、地域住民や関係機関との協議の長期化など、事業を取り巻く環境が厳しさを増しており、これまでのような事業執行が難しい状況でございます。

したがって、今後、地域にお住まいの方はもとより、区民の皆様方から多様な御意見をお伺いし、様々な角度から必要な検討を、スピード感を持って行ってまいります。

そして、執行機関としての方針を決定し議会にお諮りしてまいりたいと考えております。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／白川議員の入札制度の見直しに関する御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、入札不調・不落の発生により工事の着手や事業の実施が遅延し、その結果として行政運営の効率性や事業効果の発現に影響を及ぼしていることは、重要な課題であると認識しております。

入札不調・不落の主な要因といたしましては、資材価格や労務費の高騰により予定価格と市場実勢価格との間に乖離が生じていることに加え、建設業界における担い手不足や繁忙化による受注余力の低下などが挙げられます。

このため、本区では、最新の労務単価や資材価格等を適切に反映した積算を徹底するとともに、必要に応じて見積徴収を活用するなど、実勢価格を的確に反映した予定価格の設定に努めております。

また、発注時期の平準化や適切な工期設定、参加資格要件の見直し、提出書類の簡素化など、事業者が参加しやすい環境の整備を進めるとともに、事業内容に応じて総合評価方式など多様な発注方式を活用しております。

さらに、入札不調・不落となった案件につきましては、その要因を十分に分析した上で、条件の見直しや再入札を基本としながら、必要に応じて法令に基づく随意契約を活用するなど、事業の着実な執行に努めております。

今後につきましても、入札制度の根幹である公正性・透明性・競争性の確保を前提としつつ、社会経済情勢や建設市場の動向を的確に捉え、他団体の取組も参考にしながら、制度の改善について検討を進め、円滑な事業執行の推進に努めてまいります。

議長／白川議員。

白川議員／自席より質問いたします。

平和学習のグループ学習についてです。

私が見たときは、グループ学習が、その平和主義的な生徒たちが集まったものでして、一つのもう結論が出ている、戦争は駄目だ、戦争を起こす悪い政治家がいるというような結論を、もう一つの答えを導き出すようなかなりひどいものでして、グループ学習についてはかなり気をつけていただかないといけないなと思っております。

その辺の対策はしていただいけそうでしょうか。

議長／文化スポーツ担当部長（？）。

文化スポーツ担当部長（？）／グループ学習についてのご質問にお答えいたします。

事前学習の中で行っているグループ学習につきましては、NHKのアーカイブですとか、バリューカードと呼ばれる、どのようなものに自分が価値を認めるかといったカードを使っているグループワークを行っております。

派遣先でのグループワークにつきましては、それぞれの自治体が行っている事業に参加する形にはなりますけれども、本年度はあらかじめ先方の自治体とも打合せをしながら、中立性を保てるように行ってまいりたいと考えているところでございます。

議長／次に、5 番えごし雄一議員。

えごし議員／令和 8 年第 2 回区議会定例会におきまして、公明党議員団の一員として一般

質問いたします。

初めに、健康づくりへの支援についてです。

健康づくりのためには、運動・食事・休養の3要素をバランスよく実践し、個人の努力だけでなく、地域や職場などの環境づくりが重要です。

本区においても、様々な取組を進めていただいております。

今回は、健康づくりに欠かせない日常生活の活動、スポーツやジムなどで体を動かす「身体活動・運動」という部分に絞って質問いたします。

厚労省が発表した「健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023」では、運動不足が喫煙、高血圧に次ぐ、「死亡リスク要因」の一つであると言われています。

令和2年に世界保健機関が公表した「身体活動・座位行動のガイドライン」では、定期的な身体活動は、疾病の予防・管理に貢献するだけでなく、「うつや不安の症状を軽減し、思考力、学習力、総合的な幸福感を高める」とウェルビーイングへの効果も期待されています。

近年では、運動不足や身体活動量の低下が社会的な課題となっています。

運動習慣の定着もまだ十分とはいえず、厚労省の調査では特に20代、30代の若者・現役世代ほど運動習慣が少ないという傾向があります。

将来の健康は、現役世代の過ごし方によっても大きく左右されます。

健康づくりは高齢期になってから始めるものではなく、若い世代から継続して取り組むことが大切です。

高齢期への対策はもちろんですが、若いうちから健康づくりを支える視点も必要ではないでしょうか。

そこでまず、若者・現役世代の健康づくりについて伺います。

本区では、シルバートレーニングなど高齢者を対象とした健康づくり事業を行っていますが、若者・現役世代への支援はまだまだ少ないように感じています。

この支援が少ないことについては、健康に関する事業以外でも同じような課題があると思います。

今の若者・現役世代は、仕事や日々の生活に追われることが多く、自分自身の健康づくりは後回しになりがちです。

若年期からの運動習慣の定着は、将来の生活習慣病予防や医療費・介護費の抑制・削減にもつながる。

また、「ウェルビーイング」という観点からも、健康な状態がストレスを軽減し、一人一人の幸福な暮らしを支える基盤にもなることから、区としても積極的に支援すべきと考えます。

そこでお伺いします。

若者・現役世代の健康づくりについて、区はどのような認識を持っているのか。

また、今後どのような取組を進めていく考えなのか、区の所見をお聞かせください。

続いて、若者・現役世代の運動促進への支援について伺います。

私は、地域を回る中で、区民の20代、30代の若い世代の方とも懇談をさせていただき、「今、若者からは何が求められているか」「どういう支援があったらうれしいか」など、御意見を聞かせていただきました。

皆様からは「健康には気をつけたい」、「仕事が忙しい中でも効率的に運動できる環境がほしい」といったお声があり、健康・運動への関心の高さと、身近な場所で運動が行える環境を求める姿が印象的でした。

また「物価高で自分自身の健康に使える費用に限られる、少なくなっている」「住まいの近くにあるジムなどは利用料も高い」との御意見を伺い、経済的な支援についての御要望もいただきました。

現在、本区では、健康づくりへの運動を支援するため、区内施設でスポーツやサークル活動の場を提供するほか、区立スポーツセンターでは、プールやトレーニングルーム、各種フィットネスプログラムを、区民会員として一般よりも安い月会費で利用できる制度があります。

区立スポーツセンターについては、健康づくりを支える重要な施設ですが、今後は建て替えが予定されており、整備期間中は長期間にわたって利用することができないため、代替的な区民の運動機会、場所の確保も課題となっています。

本区が実施した第52回千代田区民世論調査では、「この1年間に運動・スポーツを主に実施した場所」として、「民間の商業インドア施設やトレーニングジム」を挙げた方が35.1%に上り、多くの区民が民間施設を活用している実態が明らかになっています。

他の自治体では、福島県大熊町で「やってみっぺ！おおくまフィットネス」という事業があり、20歳以上の方を対象に、フィットネスクラブやスポーツジムなど運動施設の利用料を助成。

入会金を除く、運動施設利用料の月会費3か月分の9割を、上限2万円まで助成しています。継続した施設利用と健康診断、保健指導を受けることも条件に、民間施設を活用した運動支援が進められています。

そこでお伺いします。

本区においても、運動促進だけでなく、ウェルビーイングの観点からも、区内に数多くあるジムやフィットネスクラブなど、民間資源を活用し、利用料補助など、若者・現役世代への運動支援を行ってはいかがでしょうか。

区の所見を伺います。

また、デジタル技術を活用した健康づくりについても伺います。

東京都では「東京健康Up1us」という健康増進の取組が進められています。

区市町村で実施している健康ポイント事業と連携する事業で、健康行動に応じてポイントを付与する仕組みは、運動習慣の定着にも有効だと考えます。

全国でもデジタル地域通貨やスマートフォン決済サービスと連携し、ポイント還元を行う事例があり、東京では現在16の区市町がこの東京健康Up1usと連携しています。

本区でも、今後検討されているデジタル地域通貨や、既存の電子決済サービス等と連携し、健康増進イベントへ参加、区内のジム・フィットネスクラブを利用したら、区内で使えるポイントや電子商品券を付与するなど、考えられるのではないのでしょうか。

東京都との連携も含め、デジタル技術やアプリを活用した健康づくり支援について、区の所見をお聞かせください。

次に、シニア世代へのさらなる運動支援について伺います。

健康づくりは生涯を通じて継続していくことが肝要です。

シルバートレーニングの参加者の中には、「もう少し本格的に筋力向上に取り組みたい」「マシンを使った運動にも挑戦したい」という方がおられました。

マシン運動を行うには、機材があるジムなどへ通う必要があります。

また、シニア世代が安全にマシン運動を行うためには、使い方を教えてくれるトレーナーなどの存在も不可欠です。

文京区では、区と提携した民間フィットネスクラブを無料で体験できる利用券を交付する「シニアのためのフィットネス教室」事業や、区から事業の登録を受けたフィットネスクラブへ、高齢者の利用1回につき1500円を事業者に助成する「シニアフィットネス事業補助金」を実施。

民間事業者と連携して、高齢者の運動サポートをしっかりと行い、運動機会の充実を図っています。

ここでお伺いします。

本区でも、昨年から今年にかけて「マシン運動教室」が区立スポーツセンターのトレーニングルームで行われ、好評だったと聞いています。

介護予防や健康寿命の延伸をさらに推進するため、「マシン運動教室」の継続的な実施や、住まいの近くのジム・フィットネスクラブなどを活用した「マシン運動」を含め、シニア向けのさらなる運動支援を検討してはいかがでしょうか。

区の所見をお聞かせください。

次に、台風や大雨災害への区の対応について伺います。

近年は線状降水帯の発生、気候変動の影響も指摘され、全国各地で記録的な豪雨や大型台風による被害が相次いでいます。

先月6月3日には台風6号が、27日には台風7号、8号が同時接近し、全国でも大きな被害がありました。

本区では、台風の接近前、また当日も早期から警戒態勢を敷き、中には泊まり込みで対応に当たっていただいた職員の方もおられたと聞いています。

日々、区民の安全と安心を守るため、取り組んでいただいている全ての職員の皆様に、心より感謝申し上げます。

国では、本年5月29日から住民が迷わず避難行動を取れるよう、新たな防災気象情報の運用も開始されました。

災害から命を守るためには、区民一人一人が迅速・明確に災害情報を把握できることと、「いつ」「どのように」避難するかを迷わず判断できることが大切です。

市区町村など各自治体は、防災気象情報や国からの警戒レベル相当情報など様々な情報を踏まえ、5段階の警戒レベルに合わせて、避難情報、「住民がとるべき行動」などを発令することになっています。

先月の台風6号接近の際には、大雨により神田川が氾濫するおそれの水位に近づいているため、千代田区は「警戒レベル3」を発令。

神田川の洪水浸水想定区域にお住まいの方へ「高齢者等避難指示」が呼びかけられ、その中で、「高齢の方、障害のある方など避難に時間を要する方に対し、頑強な建物の2階以上へ避難してください」との案内がありました。

私もこの日は、自身の安全を確保した上で、神田川の洪水浸水想定区域となっていた飯田橋2丁目や3丁目地域を回り、高齢者の方や1階で営業中の店舗の方へ、想定区域の情報や警戒レベル3の避難指示についてお声がけをいたしました。

お話しした方からは「頑丈な建物の2階といっても、実際に洪水があった場合はどの建物に行けばいいかわからない」、「いきなり2階といわれても、困ってしまう」、「足腰が悪く、すぐに動けない人、単身世帯の高齢者は移動が難しい」、「ここが浸水想定区域だということを知らなかった」など、率直なお声をいただきました。

実際には神田川が氾濫することではなく、幸いにも大きな被害はありませんでしたが、いざというときにどう行動すればいいのか、不安に思われる方も多く、「現場では避難情報だけでは行動につなぐにくい」という課題を強く感じました。

避難情報は、発令するだけでなく、区民が適切な避難行動につなげられることが重要だと思います。

自分が住む地域の浸水リスクや避難の必要性を分かりやすく理解できる情報発信、ラストワンマイルの取組も不可欠です。

ここで3点、お伺いします。

レベル3警戒報では「危険な場所から高齢者等は避難」となっていますが、具体的にどう避難するかは明確に決まっておらず、避難指示の内容は各自治体の判断に任されています。

今回の「頑強な建物の2階以上へ避難してください」という内容は、どのような検討を経て決定、発令されたのか、お聞かせください。

また、本区では避難所は開設しませんでした。避難指示のような「2階へ避難ができる建物・場所」が近くになかった場合、出張所や区有施設への具体的な避難の呼びかけも必要と考えますが、いかがでしょうか。

区の見解をお聞かせください。

実際に避難行動を指示する場合、例えば、今回であれば、ただ「2階に避難してください」という言葉だけでなく、具体的にどこの建物に、どう2階以上へ避難するか、検討を促す案内も大切と考えます。

ただ、避難方法、場所については、当時の居場所や、住まいの状況、世帯の家族構成によっても異なるため、一人一人が事前に避難行動を考えることが大切です。

地域の方からは、「避難指示の内容がもう少し早くわかれば、対応を考えられるのに」との御意見もいただきました。

今後、警戒レベル3以上を発令する可能性が高い段階で、どのような避難指示が予想されるか、前もって区民へ示すことができれば、家族や地域の住民同士でも「指示が出た時の対応」について考える機会ができると思います。

事前に避難行動を考えることは「マイタイムライン」という形で、国や本区でも進められています。

しかし、なかなか普及が進んでいない、作成していてもすぐに確認できない、忘れてしまっているなどの現状も課題となっています。

「避難指示」、「住民がとるべき行動」について、どのような内容が想定されるか、その指示に対する具体的な避難方法なども区として検討、シミュレーションをしっかりと行い、示すべきと考えます。

住民への丁寧・具体的な説明、事前の周知について、区の所見をお聞かせください。

浸水想定区域について、ハザードマップを開けば地図を確認することができますが、地図が手元にない、ネットや防災アプリでマップを開いても様々な状況の地図があり、自分が知りたい情報の確認に手間取るとの御意見もありました。

今回は避難指示のメール内にハザードマップについて説明が書かれてある千代田区ホームページへのリンク先URLが掲載されていましたが、災害に対応した地図がワンタッチですぐに見られるリンク先をつくったり、また、直接、地図へのリンクが難しければ、ハザードマップデータのリンクURLをページ内の先頭に持ってくる、また、SNSでの地図の配信、これは私も発信しましたし、区長もXなどで発信していただいていたと思いますが、ほかにも確認がもっと容易になる工夫が必要だと思います。

簡明な情報提供について、区の考えをお聞かせください。

最後に、防災アプリについて、2点お伺いします。

台風、大雨だけでなく、最近では地震の発生も多く、災害についての危機意識はさらに高まっています。

防災アプリの活用は、今後の防災対策を進める上で重要であり、利便性の向上、区民への注意喚起、災害時の避難行動の明確化を進めるためにも、さらなる機能の拡充、活用の徹底・周知は欠かせません。

機能の拡充については、例えば、先述した「マイタイムライン」を、ふだんから身近に持っているスマホや防災アプリで作成・確認できるようになれば、利便性も向上し、区民への防災意識を高めることにもつながると思います。

警戒レベルに応じて、マイタイムラインに登録した避難行動などを案内することができれば、災害時に住民が取るべき行動はより分かりやすくなります。

また、防災アプリでは、現在は区民か区民以外かの登録ができますが、ある程度の住まいの地域、町名などを登録し、「浸水想定区域の自動判定」が可能になれば、対象地域住民へのプッシュ通知もできるかもしれません。

防災アプリでの「マイタイムラインの作成」も含め、さらなる機能拡充について、区の所見をお聞かせください。

活用の徹底・周知については、利用推進の取組として、区の防災イベントなどでも周知されていますが、防災イベントやスマホ教室のステップアップ講習会などで、防災アプリの使い方や情報の見方に特化した「防災講座」を実施し、体験、学べる機会を増やしてはいかがでしょうか。

もし今後、先述したアプリでマイタイムラインの作成ができるようになれば、一緒に作成、設定をすることで、より充実した内容にもなると思います。

区の考えをお聞かせください。

以上、健康づくりへの支援、台風、大雨などへの防災対策について、質問いたしました。

区長、関係理事者の前向きな答弁を期待し、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長／保健福祉部長。

保健福祉部長／えごし議員の健康づくりへの推進についての御質問のうち、シニア世代へのさらなる運動支援について、お答えいたします。

健康づくりは生涯にわたり続くもので、シニア世代の方々が継続して運動できるよう支援することは重要であると認識しております。

本区では、要支援1・2の方などを対象に、トレーニングマシンを利用した「筋力向上教室」を実施しております。

また、昨年度からは、比較的元気な高齢者の方を対象とした、議員御案内の「マシン運動教室」を開始いたしました。

さらに今年度は、区内企業との連携による「ちよだアクティブシニア塾」におきまして、民間ジムの施設を活用したジム体験講座を実施する予定です。

今後も引き続き、シニア世代の方々の御要望を参考にさせていただきながら、健康づくりについて生涯を通じて関心を持っていただけるよう、取り組んでまいります。

議長／文化スポーツ担当部長。

文化スポーツ担当部長／えごし議員の健康づくりへの支援に関する御質問にお答えいたします。

まず、若者・現役世代の健康づくりにおける区の考えについてです。

令和6年度に実施した区民アンケートにおいて、定期的に運動している方の割合は若者・現役世代で特に低く、これらの世代が身体活動・運動の意義と重要性を認識し実践していくことは、生涯を通じた健康づくりの基盤となる重要なものであると認識しています。

このため、主体的に運動に取り組めるような施策を進める必要があると考えており、今後、若者・現役世代の健康づくりについて研究してまいります。

次に、若者・現役世代の運動促進への支援についてです。

スポーツセンターのトレーニングルームは、若者、現役世代も御都合に合わせた利用が可能で、運動促進につながる施設として一定の評価をいただいております。

今後、スポーツセンターの建て替えが予定されておりますが、区民が日常的に運動に親しむ機会の確保は重要な課題であると認識しております。

スポーツセンター建て替え中の代替措置を総合的に検討する中で、区内の民間施設の活用や利用助成等も視野に入れ、若年期からの健康づくりへの支援策を検討してまいります。

また、本年度、千代田区、東京都、GovTech東京の三者で協定を締結し、東京都公式アプリを活用した東京ポイントの付与事業を開始いたしました。

議員御提案のデジタル技術やアプリの活用等につきましても、デジタル地域通貨・デジタルポイント等の連携を検討しながら、区民の健康づくりにつなげられるよう研究してまいります。

議長／災害対策・危機管理担当部長。

災害対策・危機管理担当部長／えごし議員の台風等への対応に関する御質問にお答えいたします。

初めに、頑強な建物の2階以上への避難という呼びかけの考え方についてですが、避難情報の発令に当たっては、気象庁による防災気象情報や河川水位の状況等を総合的に勘案して判断しております。

その上で、神田川流域のように水位の上昇が早く、浸水してから数時間で水が引くことが想定される区域においては、水平避難ではなく、その場の頑強な建物の上層階への垂直避難が有効な手段であり、今回の呼びかけは、浸水リスクや地域の特性を踏まえて発令したものです。

次に、具体的な避難先の呼びかけについてです。

避難情報は区民一人一人の適切な行動につなげることが重要であると考えますが、避難先は居住環境や家族構成、周辺状況によって異なることから、一律に避難先を呼びかけることは難しいと認識をしております。

また、住民への事前の周知についてですが、これまでもハザードマップでのマイタイムラインの作成促進などを通じて、平時から個々の状況に応じた避難行動の検討を促しているところです。

今後は、警戒レベルの引き上げが見込まれる段階において、想定される避難行動の例や留意点など、より具体的で分かりやすい事前情報の発信について検討し、区民の主体的な避難判断を支援してまいります。

次に、浸水想定区域等の情報提供のあり方についてですが、災害時には必要な情報へ迅速にたどり着けることが重要であり、より直感的に確認・理解できる工夫が必要であると認識しております。

御提案いただいた手法につきましては、日本語を含む4か国語でお知らせできる安全安心メールや防災アプリの利点を生かせるものとして、改善に努めてまいりたいと思います。

次に、防災アプリの機能拡充についてですが、防災アプリは災害時の情報伝達や避難行動の支援において重要なツールであり、御提案のマイタイムラインのアプリ上での作成・確認機能や、居住地域に応じた情報提供の高度化につきましては、利用者の利便性向上と行動の具体化に資する有効な手段と考えられます。

他自治体の事例や技術的課題も踏まえつつ、本区としても導入の可能性について検討してまいります。

最後に、防災アプリの活用促進についてですが、防災アプリは区民に実際に使っていただくことが重要であり、平時からの周知と体験の機会づくりが必要であると認識しています。

引き続き、防災フェスタや地域の防災訓練、講習会など、多数の来場や参加が見込める機会を活用し、インストールはもちろん、操作方法や情報の見方の説明を行うなど、さらなる普及・啓発に努めてまいります。

議長／議事の都合により休憩します。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、会議時間を延長します。

一般質問を続けます。

25番富山あゆみ議員。

富山議員／令和8年第2回定例会にあたり、千代田区議会自由民主党議員団の一員として一般質問を始めます。

初めに、中高生の居場所、サードプレイスについて伺います。

超高齢社会を迎え、これからの地域社会を担う子供や若者を社会全体で支える重要性は一層高まっています。

子供や若者にとって、家庭と学校だけではなく、安心して立ち寄れる場所、誰かと話せる場所、1人で静かに過ごせる場所、困ったときに支援につながれる場所、そんな第三の居場所

は、孤立を防ぎ、その後の人生を支える地域の基盤となります。

自治体でも、若者の居場所を単なる部屋や施設ではなく、地域ごとの特性を踏まえて、様々な専門職を配置した支援につながる入り口として捉える施策が進められています。

新宿区歌舞伎町では、行政窓口につながりにくい若者に対して、東京都が民間団体と連携して食事、相談、一時的な安全の確保などを行っています。

世田谷区でも、中高生期から若年成人期までを見据えて、居場所、ひきこもり支援、家族支援、就労支援などを切れ目なくつなぐ取組が進められています。

共通するのは、居場所を単なる部屋ではなく、本人の声を受け止め、必要な支援へつなぐ入り口としている点にあります。

これまでも家庭や学校以外に中高生が安心して過ごせる場所の必要性を求めてまいりましたが、令和8年度第1回定例会の区長招集挨拶で「中高生の居場所づくりを進める」との方針が示され、千代田区でも具体化に動き始めたところです。

こちらを、まず高く評価しています。

区はその第一歩として、本年12月から旧九段中学校の1階の一部と体育館を活用したプレ施設を開設する予定です。

フリースペース、学習スペース、ダンスなどに使える多目的ルーム、体育館などを設けて、中学生は午後7時、高校生は午後8時までの利用を予定しています。

また、年齢の近い若手スタッフに加えて、大人も含めた体制が検討されています。

居場所とは、場所や設備だけではありません。

話したいときには聞いてくれる人がいて、話したくないときには黙っていられる「ここにいてよい」と感じられることが重要です。

勉強したい子、体を動かしたい子、誰かと話をしたい子、1人で過ごしたい子が、それぞれの過ごし方を選べる場所には大きな意義があります。

本格実施に向けたプレ施設だからこそ、事業者選定、内装、職員の配置、利用ルールを定める段階から、誰のための居場所なのかを明確にしなければなりません。

まず初めに、需要をどのように把握されたのか伺います。

区は、令和7年度の子どもアンケート等から、中高生が自由に立ち寄れる居場所を、保護者も見守りのある居場所を求めていると説明しています。

このアンケートは、区内在住の小学4年生から高校3年生までの5515人を対象にウェブ上で実施され、回答数は671件、回収率は12.2%でした。

このアンケートの趣旨は、中高生の居場所づくりに特化したものではないと認識しておりますが、行政のアンケートに関心をもちにくい子供、文章回答やウェブ操作が難しい子供、不登校や対人関係に困難のある子供、障害や医療的ケアのある子供の声は十分に拾えているといえるでしょうか。

回答者と未回答者の偏りを区はどのように認識されているのでしょうか。

プレ施設開設後も、来場者のアンケートだけでなく、利用していない、あるいは利用したく

てもできない中高生の声を把握する仕組みなどは検討されていますでしょうか。

そして、その評価には、利用者数だけではなく、既存の居場所を利用しにくかった子供が利用できたか、利用を希望しながらできなかった方がいなかったかも検証する必要があります。

もう一つ確認しておきたいのは、この居場所が、障害や医療的ケアのある中高生を当初から利用者として想定しているかという点です。

このプレ施設は「区内在住・在学の中学生から高校生」を対象としています。

そうであるならば、スペシャルニーズのある中高生も当然として対象に含まれるべきです。旧九段中学校のプレ施設では、スペシャルニーズのある中高生を利用者として想定しているのでしょうか。

プロポーザルの仕様書や事業者選定に、合理的配慮、バリアフリー、医療的ケアへの対応は盛り込まれているのでしょうか。

一方、現在、千代田区には、障害のある子供の専門的な居場所として、児童発達支援・放課後等デイサービスの「ぴかいち」があります。

令和元年に平河町で開設され、需要の増加を受けて、令和5年度には同じ建物の3階部分を活用して、現在1日の定員は開設当初の20名から35名へ拡大しています。

重度・重症心身障害児や医療的ケア児を含む子供たちが、専門的な療育や支援を受けられる体制を広げたことは高く評価しています。

そして、特別支援学校や特別支援学級に通う中高生を対象とする放課後の居場所事業として、西神田児童センターでのみで放課後の居場所事業が実施されています。

支援を受けながら安心して過ごせる貴重な場ですが、現在、実施場所は1か所で、利用は1日5名以内、月8日以内とされています。

しかし、実際には、様々な理由により、現在この事業の利用者はゼロで、工夫してそのほかの児童館を利用している中高生の障害児の区民が複数名、存在しています。

例えば、医療的ケアの必要な中高生が、特別支援学校のスクールバス停留所から、本人負担の移動支援ヘルパーと共に児童館へ通い、医療的ケアが必要な場合には児童館に派遣された看護師が対応しているという事例があります。

地域の児童館を利用できるよう区が個別に調整していることは高く評価しています。

この事例では、必要な支援を整えれば、医療的ケアのある中高生も地域の児童館を利用できることを示しています。

現在の利用は、家庭が移動支援の事業者とヘルパーを確保し、限られた支給時間や費用を充てることで成り立っています。

スペシャルニーズのある中高生だけが支援者の確保や看護師との調整などを追加負担で行うことが事実上の前提となっており、障害のある児童たちの放課後の居場所が西神田児童センターのみに限定されていることで、障害のある児童とない児童の分断を助長しているのではないかという点に重要な課題があります。

スペシャルニーズのある児童たちが用意された専用の場所で過ごすことと、本人が住み慣れた地域の居場所を利用できるようにすることは、どちらも重要です。

区は、この利用者負担と環境をどのように認識されているのでしょうか。

この課題を解決するには、まず看護師体制の安定が考えられます。

現在、西神田児童センターと神田児童館に1名、四番町児童館と一番町児童館に1名の看護師が配置されており、先ほどの事例のように、本人の利用予定に合わせて看護師の勤務場所を調整し、1人の利用者の予定と1人の看護師の勤務を細かく合わせることで成立している状況にあります。

複数の施設で同時に医療的ケア児の利用希望があった場合、看護師が休暇や欠勤などで勤務できなかった場合も安定して対応できるでしょうか。

利用を希望する児童館に必要な看護師を配置できるよう、看護師の増員や代替要員の確保を含め、配置を整えるべきではないでしょうか。

さらに、医療的ケア児が児童館で過ごすために必要なのは、看護師が行う医療的ケアだけではなく、食事、排せつ、遊びや活動への参加など、生活全体を支える支援が必要です。

看護師が医療的ケアを行うことと活動参加を継続的に支えることは同じではありません。

看護師とは別に、生活支援を担う職員を配置する仕組みを設けてはいかがでしょうか。

そのために人材確保も必要です。

国の医療的ケア児支援法では、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを基本理念とし、介護職員等が医師の指示と看護師との連携で、喀痰吸引や経管栄養を行うことができるという制度や、第1号・第3号の研修という仕組みを整備しています。

東京都では、その研修、事業者登録、費用の助成など実地研修を円滑に進めるための支援が行われています。

千代田区が新たな制度を一からつくる必要はないんです。

第3号研修とは、特定の利用者に特定の行為を行う個別性の高い研修で、利用者と児童館が特定されている現在のような場合に適しています。

第1号研修は、不特定多数を対象に幅広い行為に対応するもので、複数の医療的ケア児を継続して受け入れる拠点の人材育成に適しています。

まずは、利用希望のある医療的ケア児と児童館を特定している第3号研修を受講できるモデルを実施する、その上で、将来的には複数の医療的ケア児を受け入れられる第1号研修の育成を進めるという取組が考えられます。

現在も、現場の皆様には多様な特性を持つ子供たちを支えるために日々御尽力いただいております。

多忙の中、様々な研修を受講し、専門性の向上に努めていただいていることも深く敬意を表しています。

その上で、現場の努力だけでなく、既存の制度を最大限に活用しながら、区として受入れ環境全体を重層的に整備することができるのではないのでしょうか。

そうすることで、医療的判断と主治医との連携は看護師が担い、平常時に必要なケアは研修修了者等が行う、1人の看護師だけに依存しない体制を構築し、利用する区民の選択肢を増やすことができます。

最後になりますが、この質問を通して私がお伝えしたかったことといいますと、障害や特性のある子供とない子供が、子供の頃から別々の場所で育ち続け、18歳を過ぎてから進学や就職の段階で初めて出会う社会では、本当の意味での共生は生まれません。

共に過ごした経験が少ないまま社会に出てから理解を求めても、自然には深まりません。同じ地域で必要な支援を受けながら生活している姿を日常的に見ること、知ること、そのことが、将来の障害者雇用への理解、合理的配慮、バリアフリーへの意識、高齢者の不自由への気づき、支援を必要とする方に声をかけるという行動につながります。

障害や医療的ケアのある中高生も、ほかの中高生と同じように、自分で選ぶことのできるサードプレイスを持つ、専門的な居場所を充実させながら地域の居場所にも必要な支援を配置する、本人がどこで、誰と、どのように過ごしたいのかを中心に支援を組み立て、そんなインクルーシブ社会をぜひ千代田区から実現していただきたいと思います。

以上、中高生の居場所とインクルーシブ社会について御質問しました。

関係理事者の明快かつ前向きな答弁を期待して、質問を終わります。

議長／子ども部長。

子ども部長／富山議員の中高生の居場所についての御質問にお答えいたします。

まず、子供の居場所に関する中高生の需要把握についてです。

御指摘の子どもアンケートはイベントに合わせた調査の一部であり、今後、12月に開設予定であるプレ施設運営の中で、利用者への聞き取りやバズセッションなどによる意見交換、プレ施設を利用していない中高生への意識調査など、様々な意見を伺いながら子どもの居場所づくりの検討を深めてまいります。

また、障害や医療的ケアの必要な中高生については、プレ施設は既存の建物を活用するため、バリアフリー対応等にも限界がございますが、プレ施設の運営の検証や寄せられた意見を基に、本格施設の検討に活かしてまいります。

次に、医療的ケア等の必要な中高生が地域で共に過ごせる居場所についてです。

本区では乳幼児から中高生までが利用する地域の居場所として「児童館」を設置しておりますが、医療的ケア児を含む重症心身障害児の居場所には専門的な療育、支援の体制が必要なため「児童発達支援・放課後等デイサービス びかいち」を開設いたしました。

また、医療的ケアの必要な方は、多くの場合、移動支援などの様々な福祉サービスを組み合わせ、外出等の支援を利用者自身で選択しており、児童館利用者への支援としてできることは引き続き丁寧に実施してまいります。

また、医療的ケアが必要であっても児童館を居場所としたいというニーズがある場合は、ま

ずはしっかり御要望を受け止め、職員体制や育成も含めてできないか検討しながら、引き続き丁寧に対応してまいります。

区は、障害の有無に関わらず、全ての子供が自分に合った居場所を選べる環境づくりに引き続き取り組んでいく所存でございます。

議長／次に、4 番小枝すみ子議員。

小枝議員／令和 8 年第 2 回区議会定例会に当たり、一般質問をいたします。

まず、神保町地区、対話と調整のまちづくりについてです。

過日の日経新聞に「まとめてリノベ可能」―まちづくり関連法改正案を閣議決定―との報道がありました。

つまりは、特定エリアの物件をまとめて借りてリノベーションする制度や民間都市再開発機構からの資金提供や、税の優遇策も検討中とあり、保全型まちづくりに確かな追い風が吹き始めています。

それが現実的で有効な策だからです。

東京都においても「しゃれた街並み条例」において、既存ビルのリノベ再生が位置づけられました。

歴史的建築物の保存活用・老朽オフィスの再生などの支援が期待されています。

千代田区もこうした変化の風を受け、このたびの神保町街づくりルール案の中に確かな視点を見いだすことができます。

一方で、従来型の発想も根強く相当の修正が必要であろうという点は、後で述べます。

国策の変化という点では、気候変動危機を踏まえたエンボディドカーボン、建築過程で排出される温室効果ガス総量の見える化が 2028 年から始まることも見逃せません。

現在建て替え中の皇居前の東京海上ビルが、保存と建て替えに揺れた際、建て替えに伴う LCA（?）、これは 16 万トン、一般家庭 5 万世帯分の年間 CO2 の排出量となるとの試算がされました。

こうしたことが、今後はもっと可視化されていきます。

同時に、既存ビルへの省エネ、再エネの補助が手厚くなっています。

リノベを活用した中古ビルが、これらの制度を利用して再生し、コストは安く、職場環境がよくなるのはもちろん、新築ビルと同等の賃料をはじき出していると、東京都産業労働局産業エネルギー政策部エネルギー推進担当課長のお話を千代田区 CES にて伺うことができました。

こちらは、そのときの資料です。

新築、改築と修復、リノベをバランスよく、根気よく、気合いを入れて対話と調整を行うことが重要です。

神保町における街並み再生方針（案）が示されパブリックコメントが終わっています。

この方針案は、実際には、高容積型・斜線制限廃止による改築型が中心となっており、このルールによってまちのよさが守られるのかまち並みは保存されるのか、固定資産税は上がらないのか、地上げが加速しないか、不安の声も聞かれています。

次世代が住める住宅はどこにつくられるのか、これらの問いに対する答えを、私はこの計画の中からいまだ見いだすことができていません。

パブリックコメントではそのような心配の声はなかったでしょうか。

そして区はこの心配にどう応えているのでしょうか、お答えください。

「次世代が住める住宅は、どこにどのようにつくられるのか」という問いについては具体的にお答えください。

パブリックコメントの結果については、どのくらいの声が寄せられ、今後どのように対応されるのか、スケジュールも含め御説明をお願いいたします。

そして、2年前、共立女子大で開催された「神保町の街並み保全・活用について」と題する、元明治大学特任教授で、田村誠邦先生という方のお話を伺う機会がありました。

先生は一級建築士であり、不動産鑑定士である。

専門分野がマンション建て替え・コンバージョンなど多彩な履歴の持ち主です。

文京区本郷の求道学舎という、100年前の学生寮をリノベーションなされたという実績でも有名です。

この日のお話は大変衝撃的なものでした。

千代田区の商業地の地価が12年で1.64倍にアップしているということです。

靖国通り沿いで敷地120平米低層の古書店経営者のAさんの不動産に関する公租公課が月額55万円、相続税が3000万円を超えたということです。

これでは、生業を続けることは困難だ、結論として「神保町建て替えモデルが不可欠だ」との提言でした。

こちらを御覧になってください。

2年分のデータを加えまして、改めて試算してみました。

千代田区の商業地における公示地価は田村先生が試算された1.64倍から2年を加えると2倍へとさらに跳ね上がっていました。

ここで私が問いたいのは、120平米で月額55万円の公租公課、その多くは固定資産税ということになりますが、果たしてこの金額は当たり前なのでしょうか、相続税の3000万円は当たり前なのでしょうか。

30年前、千代田区議会は人が住まないまちはまちではない、人が住んでこそ都市であると声を上げ、住宅部分を減税実現いたしました。

それでもバブル期には、重税対策で借金してビルを建て、そして、その返済ができずビルを手放す、そうした悲しい事例もたくさん周りで見てきました。

その教訓も忘れてはなりません。

全国の自治体では固定資産税・都市計画税の減税は主として産業政策として行われていま

す。

23区は都税なので手をつけることが困難です。

しかし、都心の伝統文化や産業を守りたいという価値観は東京都も同じ、地域資源としての産業保護という考えにおいて、一致できるはずです。

都はこれまでも、再開発のスピードアップのため「わがまち特例」という形で、固定資産税等の減免を行ってきました。

であれば地域産業・歴史的風致の保全、環境保護のため、地域価値を上げそれに伴い税収を上げるのですから千代田区と東京都と「産業政策としてのわがまち特例」は明らかに可能だと考えます。

5月30日岩波ホールにて東京文化資源会議「神保町をリデザインする」というイベントがありました。

基調講演は榊原慎吾文化振興課長、区長代理として大変スマートで見事なプレゼンをされました。

一方で、千代田区がいま提示している容積緩和に偏り、リノベーションなどの現実的な具体策への踏み込みが極めて弱い点は、「古いからこそ新しい」神保町の魅力、本の街、知の街を維持するに十分かどうか千代田区に負わされた宿題は大変大きいものと感じました。

以上を踏まえ、伺います。

1点目です。

生業を継続できない税負担問題、皇居周辺文化の維持、観光資源を保全する公益的活動に対し、商業地エリアの固定資産税・都市計画税の政策的減免について、東京都と協議すべきではないでしょうか。

2点目です。

本の街・神保町の街並み保存のため「歴史まちづくり法」の認定という方法があります。

大田区では歴まち法の下、洗足池区域等を「歴史的風致」に認定し、電柱、電線類の地中化や景観保全のための事業費補助を受けられるようにいたしました。

小規模店舗と路地が連なる商店街の魅力を保全するためには、そのような戦略も検討に値するのではないのでしょうか。

お考えをお聞かせください。

3点目です。

手順手続について。

大田区等では、こちらにあるように「まちづくり条例」に商店街への配慮を明記し、建築行為に対する商店街への事前説明義務を課しています。

街並み再生方針はすずらん通り全体にかけようとしていますが、なぜか協議会にすずらん通りの方々が入っておりませんでした。

「模型」を作るなど分かりやすい方法で、商店街の方々や住民の方々に説明し、意見を伺い、まちを形成する、そうした方が納得づくで未来に進む必要があるのではないのでしょうか。

区のお考えを伺います。

4 点目です。

この計画でウォークアブルな商店街が保たれるのかということについてです。

11メートル幅の商店街に、10センチのセットバックで50メートルの高さの建物を建てられるとなれば、圧迫感は相当なものになります。

横浜の元町通りでは1階部分を大幅にセットバックし、「がんぎ型」というそうですが、空と歩行空間の確保を図ったそうです。

斜線制限は撤廃でなく緩和だそうです。

丁寧なシミュレーションをして、エリア段階的に進めてはどうでしょうか。

5 点目です。

神田においては、地域価値を創出する店舗が木造建築で街並みを創出している例が少なく見受けられます。

これらの改修や耐震補強をする仕組みは、木造住宅耐震化助成制度(?)しかなく、しかも、これ自体が中央・新宿など、多くの自治体が300万円以上の改修補助があるにもかかわらず、千代田区は150万円にとどまっています。

観光振興や神田ブランドの維持応援のためにも、防災のためにも、まちの魅力を維持向上させる仕組みの拡充について、御答弁を伺います。

最後に、千代田区官製談合の真実について伺います。

さきの委員会で、2つの事実が明らかになりました。

一つは、令和6年7月31日発表の「千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書」の基となる、野々上弁護士による2通の調査報告書が存在していたということです。

2通の報告書のいずれにも「調査資料の制約に基づく一定の留保を付したうえで」と明記していましたが、千代田区の報告書にはその前提を伏せていました。

私たち区民及び議会は、前提が伏せられた切り取りの報告書のみを見せられ、事実認定のためには「判決がすべて」「刑事確定記録閲覧は必要ない」と答弁を繰り返し、議会の調査はかく乱されました。

ここで伺います。

「一定の留保」という前提条件を区報告書から省いてもいいという判断は、いつ、どの会議で、どなたがなさったのでしょうか。

区長、副区長、あるいはどなたの判断か、具体的にお答えください。

千代田区は「一定の留保」の意味をどう捉えたのでしょうか。

そして、野々上弁護士は「一定の留保」について書き込まない、説明もしないということについて了承されたのでしょうか。

そして、基となった報告書を非公開としたのはどなたの判断なのでしょうか、それぞれお答えください。

弁護士の報告書には、刑事訴訟法上の記録、すなわち刑事確定記録にアクセスする権限がな

いので調査を尽くせなかったと述べています。

権限を付与しなかったのは区長ですか、どなたの判断ですか。

権限を付与し、留保部分の再調査をすべきではないですか、お答えください。

2つ目です。

令和6年12月、千代田区長は刑事確定記録の閲覧に動いていたということです。

そして即日閲覧が可能だったと伺いました。

私は本会議場で複数回、長岡市の事例を出し、事実確認のために刑事確定記録の閲覧に行くべきだと一般質問をしています。

その都度、千代田区は必要ないと回答し、区民・議会を欺いていました。

こちらのパワーポイントに掲げたものは、私自身が東京地方検察庁に提出した閲覧請求書なんです。

私の「理由書」にあるように、判決文に「上司からの指示命令があった」と明記されていないが、区の報告書には「事実確認ができない」とされているので、確定記録を閲覧して検証する必要がある、このように閲覧の写しを提出すると、検察官の閲覧許可を得ております。区議会に提出するということは、区民に提出するということです。

公平で公正な区政を実現するため、この資料を活用することを検察庁は私に認めました。

退職手当返還請求のためには確定記録の閲覧が必要と判断し、官製談合の真相究明と再発防止のためには必要ないと考える千代田区の判断の基準はどこにあるのか、分かるようにお答えください。

発言通告に、公益通報は損なわれた尊厳を回復する最後の手段だと書きました。

それは、この事件を追いかける中で、確定記録、供述調書を読み、千代田区の行政関係者が派遣した、いわゆるヤメ検弁護士チームの録音テープを聞き、確信に至ったものです。

ここに記されていた内容の、上司からの指示命令を3者とも認めているということについては、繰り返しません。

パワポのほうを御覧ください。

官製談合事件も驚きでしたが、再発防止のプロセスで問題だったのは何かというと、私が至った結論は、区民に対して「情報公開をしない」こと、表現を強めて言えば、千代田区当局の事件への反省なき隠蔽体質が貫かれたということ、これが最大の問題だと考えました。議会、区民は目隠しをされた状態で、事実を伏せられ、事実と異なるストーリーを流布されました。

野々上弁護士の報告書を非公開とし、刑事確定記録を閲覧したことを内緒で行い、千代田区の関係者から派遣された弁護士チームは証拠隠滅の指示を徹底いたしました。

千代田区は、内部告発のエビデンスとなった「入札経過調書」の公開性を高めるようにと議会で質問されたら、何と、この、警察の捜査が入った令和6年1月以降、千代田区独自の入札経過調書開示をやめてしまったということです。

大変不幸なことです。

これでは歴史と伝統ある千代田区が、未来に向かって歩み出すことができません。
情報公開は、区長が副代表を務める都民ファーストの一丁目一番地です。
まずは簡単なこと、千代田区独自の入札経過調書公開を再スタートしてください。
そして大きな出口、区民、国民のために一生懸命働いてくださる公務員が不幸な心理状態に置かれ、上司からの指示命令で望まない行為を行うに至った場合にも、公益通報が安心してできるように改善をしていただきたく、現状と改善の考え方について御答弁ください。
以上、区長、理事者の明快な答弁を求めまして、一般質問を終わります。
ありがとうございました。

議長／地域振興部長。

地域振興部長／小枝議員の、神保町のまちづくりに関する御質問のうち、固定資産税及び都市計画税の政策的減免に関する都との協議についてお答えいたします。
古書店街を中心とした神保町の商業文化の集積は、国内外から高い評価を得る本区の貴重な財産であり、区はこれまでも、商店街や同業種団体などの地域の活動を様々に支援してまいりました。

「わがまち特例」による減免についてですが、両税は都税であり、課税権限は東京都に専属しております。

また、同特例の対象は、地方税法に定める特定の政策目的に資する資産等に限られ、商業地の業態や立地を理由とする減免は対象外と認識しております。

加えて、固定資産税は個別資産単位の課税が原則であり、特定のエリアを面的に優遇することは、他の商業集積地との公平性との観点からも困難でございます。

以上から、現段階で「わがまち特例」について都へ協議を申し入れることは考えておりません。

神保町における生業の継承や文化的環境、観光資源としての魅力保全につきましては、産業振興、文化振興、まちづくり推進などの施策を区が主体的に進め、都や国とも連携しながら有効な支援策を展開してまいります。

議長／まちづくり担当部長。

まちづくり担当部長／小枝議員の、神保町のまちづくりに関する御質問にお答えします。
初めに、パブリックコメントについてです。

街並み再生方針（案）は、既存住宅を過度に制限するものではなく、地域の実情に応じた更新を可能とし、居住継続性にも配慮するものでございます。

パブリックコメントでは、地価上昇等を懸念する御意見がある一方、区域内で生業を営む方々からは、建替えの円滑化や活性化への期待を込めた御意見も多く寄せられております。

これらを踏まえ、方針案の検討を進めており、見直し完了後、区の見解と合わせて委員会に報告し、公表してまいります。

次に、まちづくり手法についてですが、大田区では、歴史まちづくり法に基づく重点区域の設定により、歴史的建造物周辺の環境保全等に取り組んでいるものと認識しております。

一方、神保町では、地域特性を踏まえ、界限性を活かした街並み再生方針の策定を進めています。

区といたしましては、それぞれの地域に応じたまちづくり手法があるとの認識の下、引き続き適切な手法の検討を進めてまいります。

次に、合意形成の取組についてですが、神保町のまちづくりについては、町会や古書店、新刊書店など、地域の多様な主体の参画の下、検討を進めております。

また、4月には権利者向けの個別相談会を実施し、対象区域内に土地や建物をお持ちの方から直接意見を伺っております。

次に、ウォーカブルなまちづくりについてですが、神保町の古書店街ではセットフロントの街並みが個性であり、10センチメートルの後退はその連続性の維持を目的としたものでございます。

また、1階のにぎわいが沿道に滲み出す空間整備を誘導していくことで、「まち」と「みち」が連携したウォーカブルなまちづくりを推進してまいります。

最後に、木造建築への改修・耐震補強に関する支援についてですが、区の木造住宅の耐震改修助成は工事費の全額を対象としており、本年度には限度額の引上げも行っております。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小枝議員の、官製談合防止法違反事件に関する御質問にお答えいたします。御指摘の、区が調査を委託した弁護士の報告書における「一定の留保」は、強制的な捜査権を有しない中で可能な範囲で調査を行ったという当然の前提を述べたもので、議員の御指摘のような意味ではないと認識しています。

また、当該報告書は情報公開条例に従って公開されております。

退職手当の返納命令の手続と再発防止の検討の間には必ずと違いがあり、区の確定記録についての考え方に変更はありません。

公益通報につきましては、引き続き制度の周知と改善に努めてまいります。

議長／行政管理担当部長。

行政管理担当部長／小枝議員の、入札経過調書の公開に関する御質問にお答えいたします。本区における入札経過調書につきましては、これまで報告しておりますとおり、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、都内の地方公共団体とともに公表する形式とし

ております。

また、区のホームページからでも入札経過調書を御覧いただけるようリンクを掲載し、区民の皆様への周知に努めているところでございます。

引き続き、入札・契約事務の透明性の確保に資するよう、適切な情報提供に取り組んでまいります。

議長／小枝議員。

小枝議員／答弁漏れが幾つかありまして、本当は時計を止めて、これは議長の論点（？）なので、やってもらいたいんですけど、明らかな答弁漏れが。

議長／私の認識ですと、ない。

小枝議員／じゃあ、一応、答弁漏れのところ言っておきますね。

議長／すみません。

議事の都合により、休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

小枝議員の再質問にいきます。

小枝議員。

小枝議員／小枝すみ子、自席から再質問させていただきます。

答弁漏れじゃないかと思いますが、私の聞き漏らしかもしれないので、2点、この1分で確認をさせていただきます。

1点目が、この、先ほど強制的捜査権のない中で行ったということだったけれども、③のところの、野々上弁護士が一定の留保について書き込まない、説明もしないということについて、これ、了承したんですかって、これ、答弁漏れていたんですよね。

あそこはちょっと、明快に答えてください。

そして、答弁中ですね、この、強制的捜査のない中で行ってきたものというふうに言っているんだけど、だからこそ、警視庁や検察庁の供述証拠（？）にアクセスすると結論が変わるかもしれないということを報告書に書かれているわけなんですよ。

なので、そこからすると、人事上の手続には必要なのに、区民、議会に、この重要な案件について報告するためには必要ないという、ここはどういうふうに、なぜ人事上は必要だが、

区民への真相究明、説明には必要ないと考えたのか、その説明、できていなかったと思うので。

私の聞き漏らしだったらごめんなさい、説明してください。

議長／政策経営部長。

政策経営部長／小枝議員の再質問にお答えいたします。

まず、一定の留保に関する御質問なのですが、こちらにつきましては、その、一定の留保という記述についての小枝議員の御認識を前提としてなされたものであり、その前提となる認識に違いがあるという御答弁を差し上げたことで、その点についての答弁は尽くされているというふうに考えてございまして、答弁漏れはないという認識でございます。

よろしいですか、続けて。

次に、確定記録の取扱いの際（？）についての御質問についてですが、こちらは人事上といえますか、それぞれの手続、あるいは区の施策、その中でどういった調査を行うかにつきましては、それぞれの性質、あるいはそれぞれのケースによるものでありますので、一般的な基準をもって、この場合にはする、この場合にはしないというふうになっているものではございませんので、今回は退職金の返納命令については必要と判断し、行ったものでございます。

議長／お諮りします。

本日は以上で延会したいと思います、異議ありませんか。

（異議なし）

議長／異議なしと認め、決定します。

次回の継続会は、明日、7月2日、午前10時30分から開会いたします。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、御了承願います。

本日は以上で終了します。

延会します。